

平成21年12月14日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (10名)	1番 松田俊和 2番 原 慎和彦 3番 松尾 仁 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡 光廣 10番 吉富 隆																																				
欠席議員 (0名)																																					
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>武 廣 勇 平</td> <td>副 町 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>吉 田 茂</td> <td>教育次長兼</td> <td>鶴 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>池 田 豪 文</td> <td>生涯学習課長</td> <td>江 頭 典 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 課 長</td> <td>鶴 田 直 輝</td> <td>総 務 課 長</td> <td>江 口 正 光</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>白 濱 博 巳</td> <td>健康増進課長</td> <td>北 島 徹</td> </tr> <tr> <td>建 設 課 長</td> <td>江 崎 文 男</td> <td>企 画 課 長</td> <td>岡 義 行</td> </tr> <tr> <td>産 業 商 工 課 長</td> <td>渡 邊 昭 秋</td> <td>福 祉 課 長</td> <td>大 隈 忠 義</td> </tr> <tr> <td>文 化 課 長</td> <td>原 田 大 介</td> <td>教 育 課 長</td> <td>川 原 源 弘</td> </tr> <tr> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>福 島 日 出 夫</td> <td>子 ども 安 全 課 長</td> <td></td> </tr> </table>	町 長	武 廣 勇 平	副 町 長		教 育 長	吉 田 茂	教育次長兼	鶴 田 良 弘	会 計 管 理 者	池 田 豪 文	生涯学習課長	江 頭 典 雄	住 民 課 長	鶴 田 直 輝	総 務 課 長	江 口 正 光	税 務 課 長	白 濱 博 巳	健康増進課長	北 島 徹	建 設 課 長	江 崎 文 男	企 画 課 長	岡 義 行	産 業 商 工 課 長	渡 邊 昭 秋	福 祉 課 長	大 隈 忠 義	文 化 課 長	原 田 大 介	教 育 課 長	川 原 源 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 島 日 出 夫	子 ども 安 全 課 長	
町 長	武 廣 勇 平	副 町 長																																			
教 育 長	吉 田 茂	教育次長兼	鶴 田 良 弘																																		
会 計 管 理 者	池 田 豪 文	生涯学習課長	江 頭 典 雄																																		
住 民 課 長	鶴 田 直 輝	総 務 課 長	江 口 正 光																																		
税 務 課 長	白 濱 博 巳	健康増進課長	北 島 徹																																		
建 設 課 長	江 崎 文 男	企 画 課 長	岡 義 行																																		
産 業 商 工 課 長	渡 邊 昭 秋	福 祉 課 長	大 隈 忠 義																																		
文 化 課 長	原 田 大 介	教 育 課 長	川 原 源 弘																																		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 島 日 出 夫	子 ども 安 全 課 長																																			
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小 野 清 人 議会事務局係長 石 橋 英 次																																				

議事日程 平成21年12月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 中山五雄	1. からつ競艇場外舟券発売場について 2. 財政改革について 3. 町村合併について
2	8番 伊東盛雄	1. 中1ギャップについて 2. 小中連携教育はどのようにしておられるか 3. 新型インフルエンザによる学級閉鎖の対応は
3	2番 原慎和彦	1. 平成22年度予算について 2. ゴミ処理施設の負担金について 3. 請願について
4	3番 松尾 仁	1. 上峰町長としての政治姿勢を伺う 2. 庁内組織の改編について 3. 財政再建について

午前9時28分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（吉富 隆君）

日程第1、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番中山五雄君よりお願いをいたします。

5番（中山五雄君）

皆さんおはようございます。通告書に従いまして、3点ほど質問をいたします。

まず1点目、からつ競艇場外舟券発売場について。場外舟券発売場については9月定例議会でも質問しましたが、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

2点目に、財政改革について。財政の健全化に向けての改革は今後どのようにしていかれるのか、お尋ねをします。

3点目に、町村合併について。これも6月定例議会で質問しましたが、その後の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点です。

議長（吉富 隆君）

からつ競艇場外舟券売り場について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

おはようございます。5番中山議員のからつ競艇場外舟券発売場について9月議会で質問したが、その後の進捗状況はという御質問に、まずお答えいたします。

さきの議会終了後、上峰町として取り組んだことについて御説明申し上げます。

9月定例議会の際には、地元井手口、切通、堤地区の3区長さんの連名による住民の署名つきの要望書、あるいは市民団体の要望書などなどを口頭にて当該所在地でありますみやき町、そしてウェルビジョン九州に向けて、要望の内容と説明会の開催について協力をお願いいたしてまいりました。

その後、町として、以前にも出しておりましたが、説明会の開催を平成21年10月15日に私、上峰町長武廣からみやき町長末安信之氏に対しまして依頼をいたしております。隣接町として、施設のオープンが近づいて当該地区住民の方々が不安をお持ちであるということであるために、説明会の開催について配慮していただきたいという趣旨でございます。

その後、平成21年11月6日におきまして、みやき町からミニポートピア開設に伴う説明会の開催に向けての協力についての回答という形で回答をいただいております。みやき町からの回答は、当事者ではないために説明会を開く立場ではないということでございます。

なお、周辺環境対策については、ミニポートピアみやき環境委員会という場において施行者に対し貴町の状況等を伝えたいとの回答を11月6日付でいただいております。

続きまして、財政の改革について。財政の健全化に向けての（「町長、1点ずつ行きましようか」と呼ぶ者あり）

以上でございます。失礼いたしました。

5番（中山五雄君）

今、町長のほうから答弁がありましたけれども、みやき町の町長は当事者じゃないので説明はしないということを言われたですね。みやき町に当然これはできておりますけれども、みやき町、それから西寒水地区、みやき町議会の同意を得てされていると聞いておりますが、上峰町は同意どころか説明もあっていないと。そういうことで、11月14日やったと思うんです、オープンされたと思いますけれども、法的に同意をとらなくていいにしても、ウェルビジョン九州は道義的には上峰町側に説明する義務があるんじゃないかなと、私はそう思いま

すけれども、町長はどのような考えを持っておられるか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、上峰町側から同意書に印を押した者がいないものかどうか、その辺もお尋ねをいたします。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の御質問でございます。道義的な説明の義務があるのではないかという点に関しまして、まずお答えさせていただきます。

隣接町として渋滞が予想される中、道義的な説明を求めていくことは必要でありまして、私どもも重ね重ね口頭ででしたけれども、申し上げてまいりました。しかしながら、公文書という形で今回出させていただきますけれども、なおもって説明のほうはいただけないということでございました。これは、みやき町に説明会を求めているわけではございません。書き方とすれば、みやき町によろしく御高配のほうを賜りますようということで文書を出させていただきます。つまり、みやき町から施行者に対し説明会の開催を求めていただきたいという旨の内容でございました。しかしながら、説明会のほうは、その義務はないというところで御回答をいただいております。

今後とも、説明会の開催といいますよりも渋滞の解消、それと安全面、防犯面の観点から、このミニポートピアみやき環境委員会において要望をしていきたいというふうに考えております。

先月11月14日に当該施設が開場したということで聞いておりますけれども、今後、環境委員会において町の要望を代表して伝えていかなければならないことはもちろんですが、私もこの周辺を通っておりますら、ガードマンが出入り口付近に2人配置されております。それはこれまで要望等でもお伝えした内容そのものでありまして、環境委員会に伝えれば何らかの対応がなされるものだというふうに考えております。

続きまして、同意書ということでございますが、町として同意書に何か判を押したということをお知らせしてございません。そういったことはないものと考えておるところでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

今、町長の答弁の中で、同意書に印鑑を押した者は上峰町内にはいないということで答弁がありました。

そしたら次に進みますけど、環境委員会を設置されておりますということで、9月の定例議会で町長がそう答弁をされております。問題の解消をされるということでございますけれども、環境委員会をつくられているならば、どのような解消を環境委員会の方がされたのか、その辺をお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の質問にお答えさせていただきます。

環境委員会でどのような問題の解消が図られたのかという趣旨の御発言だと思います。

これまで私、環境委員会に参加したことはありません。みやき町からのさきの回答書によりますと、私が環境委員会に入るということではなく、環境委員会に町としての要望を伝えていきますという趣旨の内容でございます。

よって、環境委員会での議論はちょっと把握しておりませんが、これまでに解消とあったところで考えますと、先ほど申しましたガードマンの配置、これにより渋滞の解消を手だてしていただいていると。また、そのガードマンの皆さんは周辺のごみの清掃等もやられているようでございます。そうした周辺の環境美化にも大きく貢献をいただいているというふうに考えておまして、また先般来、町民の皆さん、そして議員の先生からも御指摘いただいておりますが、周辺が大変暗いということで、通学路になっていることもありまして防犯、安全面でどうかというような御指摘もでございます。今後、その辺も環境委員会に強く働きかけていきたいと思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

要するに環境委員会がいろんな問題があった場合に解消されるということで、そしたら環境委員会に上峰町のほうから何か要望をされましたか。ここをこうやってくださいとか、こういうふうにやってもらいたいというような話をですね。

それともう1つ、環境委員会がそうしてできたならば、上峰町の町道を通るのに何ら上峰町の意見も聞かないこと自体が私はどうしても納得いきません。その辺、町長は今後どのような対応をされるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の質問でございますが、環境委員会に要望したのかということでございますが、要望の内容、これまで3区長さんの名前でいただいたもの、そして市民団体の皆さんからいただいたもの、これについて口頭ですが、当時要望をしましりました。それには歩道の設置等も書いてございましたけれども、それは町として担うべき性格のものでありまして、施行会社に求めるものではないというふうな理解をせざるを得ない状況でございました。

また、道義的説明というものを求めてまいりました。といいますのは、やはり近隣町村ですから、しかも出入り口がうちの上峰町になっておるわけでございますので、もうちょっと誠意のある対応を求める必要があるというふうに考えておりましたし、道義的な説明の責任もあるのではないかとということで求めてまいりましたが、それはいまだ説明会については、町として意見を集約してであればその問題の解消の要望については対応しますという回答をいただいているだけで、説明会の開催というところまでは至らなかったというのが現状でございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

私、場外舟券発売場に夜、二度ほど行きましたけれども、あそこに公園がありますね。あの辺からこっちあたりは、ほとんど街灯が余りついていないんです。物すごく暗いです。公園の中は特にですね。例えば、奥さんとか女の人たちがあそこを歩いていたたり、何か今散歩なんかよくされておりますから、あの辺で連れ込まれたらですね、ほとんどわからないんじゃないかなと。だから、そういう街灯をふやしたりとか、そういうことも上峰町側からも、上峰切通側から西のほうは上峰町道なんですよ。あっちもほとんど暗くて街灯がないんです。だから、その辺の要望も今後はきちっとやってもらいたいなと。

向こうの出方次第では、町長はどんな対応でもできるんじゃないですか。あそこはどうしても上峰の町道を通らなくちゃいけない。上峰の町道といたら上峰が管理をしているわけでしょう。だから、その辺を少し強く、私は住民のためにも言っていただきたいなと。

この舟券発売場は夜9時まで営業されております。大変車の出入りが多うございます。車の出入りが多いということは、事故が起きる可能性も高いということです。また、負けた腹いせに事件等が起きなければよいがと心配されている住民の方たちが、かなりの人数でおられます。住民の生活を守るのが行政のトップである町長を初め、我々議員の務めではないかと思えますけれども、その辺、町長はどのような考えを持っておられるか、答弁のほどをよろしくお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の御質問でございます。住民の生活を守るのが、おっしゃるように町長としての責務だというふうに思っております。また、おっしゃるように負けた腹いせと申しますか、そうしたところでいろんな問題が起きる可能性もございます。

車の出入りについては交通量調査というものも考えてみようかというふうに議長と話したこともございますけれども、井手口出入り口については現時点では目立った渋滞はなく、町民の皆様から苦情、渋滞被害の声は出ておりません。ただし、ポートピアみやきの近隣自治体にお住まいの方々から、不特定多数の来客があると。また周辺、夕刻を過ぎると、おっしゃるように著しく暗くなりますし、見通しが悪くなります。通学しておられる学生の危機管理、安全面から行政として対応が不十分ではないかと議員のほうからも指摘が昔ございましたけれども、この点についてさらに環境委員会に呼びかけると同時に、私が環境委員会に入ることができないかということも含めて要望を強くしていきたいというふうに思います。当然、近隣自治体の町でございますので、そうした対応も考慮していただくことは可能じゃないかという視座で、今後とも交渉を続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

今後、そういう要望をしていくということでございますけれども、これは一日も早くそういうことをやらしてもらわないと、事故、事件等が起きてからじゃ遅うございます。だから、その辺を早急に、住民の不安を解消するためにもやっていただきたいなど。我々が同行しなくちゃいけなかったらいつでも同行しますから、その辺、頭に入れて行動をしていただきたいなと思っております。

それと、住民の方からの声がいろいろあっておりますけれども、みやき町にできた場外舟券売場で上峰町側にガードマンが毎日、町に立っている。こういうふうな町になったということは本当に情けないとか嘆かわしいとか、いろんなことが言われております。住民の声が、本当にいろんな不安で、私のところに電話がいろいろあっております。本当にこれ場外舟券売り場がみやき町にできて一番迷惑しているのは上峰なんです。上峰の意見をみやき町の町長なり、特にウェルビジョン九州は聞くべきじゃないですか。余りにも上峰町を無視しているんじゃないですか。

まだちょっと質問ありますけれども、その辺、町長どのようなお考えかお聞かせいただきたいと思えます。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の御質問でございますが、余りにもこの当該施設の所在する自治体であるみやき町と施行者が誠意がないのではないかとという質問かと思えますけれども、私としては今後とも要望を続けていく中で、木で鼻をくくったような態度ではなく、お互いが議論できるテーブルをつくっていくということが大切であろうと。そのことが周辺の住民の皆さんの安心を得るということにつながるであろうというふうに考えておまして、直情的に行動するのではない、実質的な問題の解消に向けての手だてを講じていただく場をつくるということに尽力していきたいというふうに思っています。

以上です。

5番（中山五雄君）

隣接切通地区、井手口地区は特に小さい子供さんを持っておられる親御さんたち、特に女性の親御さんたち、高校までの女の子を持っておられる親御さんたち、大人の方でもそうですけれども、大変心配されております。

もう前回も、9月にも言ったかと思えますけれども、本当、人間は感情動物で、あそこはギャンブル場ですから、大きな金が負けた場合に、周辺をけったりとか、壁をけったりとか、その腹いせが例えば車とかそういう品物ならまだいいかもしれませんけれども、いいとは言えませんけれども、それを人に八つ当たりした場合にどうなるかということなんですよ。

その辺を、武廣町長はなってまだ8カ月ちょっとぐらいですから、いろんな面で大変かと思えますけれども、なったからには、これは先頭に立ってやらしてもらわなくちゃ困りますから。

上峰町は、本当に今まで住みたい町、住んでよかった町ということで前町長も一生懸命それを言うておりました。なかなかその辺は伴わない点もあるかと思えますけれども、少しずつでも改善をしていかなくちゃいけないかなと思っておりますけれども、安全で安心して住めるためにも、やっぱり町長初め我々議員も、やっぱり住民の方たちも一丸となってやっていかないと、そういう町にはならないと思うんです。

だから、こういう場外舟券売り場がよその町にできて上峰町が一番被害をこうむると。こんな話を、そのまま指をくわえて泣き寝入りしなくちゃいけないかと。私は一議員としてこれは納得しません。その辺、町長、本当に今後どういうふうな対応をされるか、もう一度お願いします。

町長（武廣勇平君）

5番議員の御質問にお答えします。

確かにおっしゃるように、周辺の住民の方で大変心配をされている方がおられます。その気持ちをしっかり和酌みながら、私もあそこを通りまして、議員の御指摘を受けて大変暗いことに気づきました。それこそ腹いせで公園等に連れ去り等があった場合というのも可能性としてはあるわけございまして、強く強くその要望、街灯の設置というものを議員の声を受けて伝えていきたいというふうに思っております。

とにかくそうした一つ一つの問題を、住民の代表であられます議員さんたちの声を受けながら伝えていくことに力を尽くしていきたいと思っておりますので、今後とも議員には御協力をいただきながら、先ほど御同行していただけるということも聞きましたので、そういった声を酌みながら伝えていくことに力を尽くしていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

この問題、最後の質問になるかと思えますけれども、町長、先ほども言いましたとおり、これは町長初め我々議員も一丸となって、これは住民を守るためにもやらなくちゃいけないと思えます。

だから、これは余りにも上峰町を、ウェルビジョン九州なり、からつ競艇場なり、どこが、ウェルビジョン九州の出資でされておるかと思えますけれども、余りにも上峰町を無視しているんじゃないかなと。これはみんなで立ち上がるべきじゃないかなと。何かあってからじゃ遅いんですよ。

だから、町長の権限というのがあるはずですよ。これ以上、私言いませんけれども、いろんな手が打てると思えます。だから、その辺をよく調べてもらって今後対応をしてもらいたいなと。それについて、町長が行動されるについて、中山議員、おまえもちょっと来いということなら、いつでも来ます。だから、その辺の意気込みを最後に、必ず住民を守るためにもこうやりますということをお答弁をしていただきたいなと。

以上でこの質問を終わります。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御意見であります、同行もしていただけるということで議員のお知恵も拝借しながら、私として住民の不安の解消、安全・安心の確保ということでできることというものを考え、あらゆることを考えながら対応を今後ともしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御協力のほうお願いいたします。

以上です。

議長（吉富 隆君）

では、先に進みます。

財政改革について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（北島 徹君）

おはようございます。中山五雄議員の財政改革について、財政の健全化に向けての改革はというお尋ねでございますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

我が町上峰町でございますけれども、昭和40年代以降、長年にわたり佐賀県の東部の自治体にふさわしい生活基盤の整備を積極的に行ってまいりました。また、平成元年の町制施行以来、それまでの農耕併進の政策に加えまして、住環境の整備に特に力を注いできたところでございます。

こうした積極財政を行ってきた結果、町債残高や債務負担行為の増加、基金の枯渇など財政の硬直化を招くこととなり、重ねて三位一体改革のもと地方交付税を初めとする一般財源の減少が続きました。

この状況の改善に向け、財政構造の転換を図るため、財政健全化に向けた取り組みを平成17年度より始めたところでございます。

しかしながら、リーマンショックを震源といたします不況とデフレの進行がこの取り組みを無力化してしまい、さらなる取り組みが必要となってまいってきたというふうな状況でございます。このような財政危機を乗り越え、安定した収支バランスを確保するためには、公共事業の見直し、すべての事務事業の点検、それから人件費を含めた歳出カットなど徹底した行財政改革をさらに推進するとともに、収納率の向上などあらゆる歳入確保に取り組む必要がございます。これらの取り組みは行政内部の努力のみでなし得るものではなく、町民の皆様方の御理解と御協力がぜひとも必要ということには言うに及びません。

幸いにも我が町の財政力は県内でも上位でございます。最も厳しいこれからの数年間を果敢な改革によって乗り越えることで財政危機から脱することができるものと確信をしております。

以上でございます。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の質問でございます。

今、企画課長が申しましたとおり、財政の健全化というものは大変大切でございます。まず、現在の財政の状況に対する私の認識ですが、町債残高も債務負担行為もありまして将来負担比率も高く、実質公債費比率も23.7%という極めて厳しい状況でございます。経常収支比率につきましても弾力性が回復するような状況にはないという中で、大変逼迫した財政状況になっておるわけでございます。

これまで財政状況の公表については基本的なことしか行っておりませんでしたけれども、この危機的な状況というものを私は一度、町民のほうにお知らせする必要があるということを考えております。やはり財政の健全化への取り組みは町民の皆様の御協力が不可欠でありますので、特別便という形で広報紙等を活用しながら町民の皆さんに対して積極的、またわかりやすい情報発信に努めてまいりたいというふうに思っております。

これまで箱物行政、大型開発等さまざまな積極財政が続いたわけでございますが、大幅な軌道修正をしなければいけないというふうに考えておりました。これまでの事業、一定の成果はございましたけれども、各種の生活関連施設や基盤の整備を短期間に取り組んできた結果、町債などの償還金が急激に増加したというふうに理解いたしております。当分の間、町債の活用を極力抑制し、10年後、20年後に町民に多大な負担を強いることがないように、事業を厳選することにより、償還財源に充当されていた町税などソフト施策の充実に活用してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

5番（中山五雄君）

今、北島課長の答弁で上峰町は財政力はいいと。確かに財政力はいいかもしれませんが、中身はどうかと。これは後のほうで質問いたしますけれども、ホリカワ金属跡地270,000千円の起債があるが、270,000千円は23年3月末までに返済をしなくちゃなりません。あと1年3カ月ぐらいしかありません。これをどうやって返すのか、それとも借りかえをやるのか、その辺を町長答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御質問でございます。

ホリカワ金属跡地については、これは大変、おっしゃるように再来年の3月31日までに返さなければいけないという状況になっております。いまだに企業誘致等ができておりませんので、これを借りかえしなければいけないというふうに考えて働きかけをしておるところでございますが、この見通しも立っていないのが現状でございます。大変難しい問題でございます。できるだけ早い段階での企業誘致が望まれるところでございます。

先日、議長とともに総務大臣にも面会をいたしました。そこでさまざまな意見交換をする中でこのことについても触れましたけれども、いまだにそのめどが立っていないということ

をここでお伝えさせていただきます。

以上です。

5番（中山五雄君）

返済の見通しもまだ立っていないということで、借りかえもまだはっきりと決まっていないということで今答弁がありましたけれども、町長、選挙公約の中に行財政再生委員会を発足しと、こう言われておりますけれども、これはいつ発足をされますか。その辺をちょっとお聞きいたします。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の質問でございますが、行財政再生委員会というものについて選挙時、私の公約として掲げさせていただきました。これは趣旨として、町民の負担を伴う改革をしなければいけない必要性から、町民が主体的にその改革に取り組んでいくということ、そして行政だけでない、議会だけでない政治の展開というものを考える上で、町民の意見を集約される場をつくるということを考えて提案していたわけでございます。これについてはさきの議会でも申し上げましたけれども、来年の4月に立ち上げさせていただきたいというふう考えております。

その前段で議論の整理という意味も含めまして、ただいま財政の改革検討委員会を立ち上げております。係長がメンバーとなりまして事業の洗い出しを行っていただいております。ございまして、私自身も先頭に立ちまして職員一丸となって財政の健全化のために改革に取り組んでまいっております。

その後、この状況を町民の皆様にはわかりやすく説明し、皆様の御意見を幅広くお聞きするため、有識者で構成される上峰町行財政改革推進委員会を諮問する予定にしております。来年度予算につきましては、ただいま予算編成中でありまして、歳出削減や財源確保の具体的な方策を進めてまいります。

以上です。

5番（中山五雄君）

今、町長が行財政の再生委員会を来年の4月ということで発足をするということで言われましたけれども、今、上峰は町長御存じのとおり、大変財政が逼迫している状況です。もう佐賀県でもナンバーワンなんですよね。だから本当ですね、これはもう年内に立ち上げてしておかないと、22年度の当初予算を組む前にそういうことをやって、やっぱりきちっとした当初予算を組まないと大変じゃないかなと。比率関係はこの後で質問しますけれども、その辺がちょっとおくれて、町長になったばかりだから仕方がないかなという点もありますけれども、若いですし、夜遅くまでも努力をされて頑張っていたいただきたいなと、そう思います。

もうそれは4月にしかできないと。もうことは間に合いませんからそれはもう仕方ないとしても、大胆改革をということも書かれておりますけれども、今後、町長、行財政の大胆

改革はどのようにされるのか、その辺をお聞きいたします。

町長（武廣勇平君）

中山議員の質問でございますが、来年度の立ち上げでは遅いという指摘もございました。おっしゃるとおりだと思います。

この1年間で私はこの行財政改革検討委員会という形で役場内に委員会をつくらせていただきまして、副課長さんを初めとして機構改革を担当していただき、また係長を中心として今、財政の改革を行っていただいております。随時その中で上がってきたものを今後の予算の査定の中に反映させていくという趣旨で、今年度は庁舎内だけの議論でなるべく早い執行というものを考えながらやりたいというふうに考えております。

町民の皆さんの御協力を賜りますと、一方で時間もかかるというような側面もございます。そのため、町民の皆さんと腰を据えた議論をしながら、その翌年度に考えております総合計画づくりに町民の皆さんの意見をしっかりと参酌しながら進めてまいりたいという趣旨でございますので、今年度につきましては庁内の議論を集約していち早く対応するための手段だというふうに御了解いただければと思います。

以上です。

5番（中山五雄君）

その辺は慎重に、また早く取り組んでいただきたいのと、実行していただきたいと思っております。

それと、実質公債費比率が20年度で23.7%。25%になったら早期健全化基準ということで早期健全化団体に入ります。35%で財政再生基準ということになります。要するに破綻状態ですよ。20年度で23.7%というのは、これは3カ年の平均のはずなんですよ。だから、21年度は単年度でした場合は24.何%になるんじゃないですかね。その辺、ちょっとお伺いしますけれども。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御質問でございますが、単年度の数値というものを今、ちょっと手元に資料ございませんが、後ほどお伝えさせていただきたいと思っておりますが、記憶によりますと20年度につきましては24%には達してなかったというふうに考えております。これは恐らく起債の平準化による効果だというふうに考えております。

以上です。

企画課長（北島 徹君）

申しわけございません、ちょっと資料をめくるのに手間取りまして。今、議員御質問の実質公債費比率の単年度ということでございますので、申し上げたいと思っております。

20年度は22.51%でございます。ちなみに、この23.7%と申し上げますのは18年度の24.3%、19年度の24.39%、20年度の22.51%、この3カ年の平均でございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

どっちにしても大変厳しい状況下にあると思います。

そこで、鳥栖・三養基郡のごみ処理場の負担金が今までは1市4町でされていたのが1市2町でというような申し出が出ているということを知っておりますけれども、その辺、町長はどのような考えを持っておられるか。今の上峰町の財政から見て、1市4町が1市2町になったら三千何百万円の上峰町の負担がふえるんじゃないかなと。それでやっていけるのかなと。だから、これはみやき町さんからの要望なのか、その辺も町長、答弁をよろしく願います。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の質問でございますが、ごみ処理施設の負担金でございます。これは予算として20億円弱あるうちの690,000千円が建設負担金と申しまして均等割10%、人口割90%として借入金に充てるお金でございます。

次に、建設協力金というものがございまして、これについては約70,000千円ということになっておりまして、全額旧中原町に支出されております。内訳については均等割が10%、人口割が90%となっております。加えて、積みかえ所在地交付金という、いわゆる飛灰倉庫があることに伴うお金でございますけど、これが20,000千円、これはすべてごみの排出量割になっております。

今、問題、議論になっておりますのは管理運営費でございまして、この負担金については均等割10%、排出量割90%となっております。みやき町が平成17年3月に合併いたしました。そのことに伴って1市4町の枠組みから1市2町の枠組みへと変更することに伴い、負担の軽減をみやき町として求められている結果、残りの市町について負担が増加するというところで、その協議を行うことになっておりましたので、その協議をただいま行っているところでございまして、私ども上峰町としまして、この財政の状況というものをつまびらかにお知らせした上で、これ以上の負担はできないという趣旨の発言を強く要望しておるところでございます。

これについては、ほかの自治体、具体的には鳥栖、基山につきましてもそういった同様の趣旨で御発言をされているところでございまして、首長会での協議が今後さらに必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

5番（中山五雄君）

町長、先ほど1市5町と言われましたけれども、1市4町でしょう、当初は。基山町は入ってないでしょう。

これ、みやき町が合併して1つの町になったから1つの町として、上峰町も1つの町とし

てというような負担というのは、これは納得いくものではないと思うんですよね。また納得してもらっては困ります。

その運営委員会には町長、議長、副議長ですか、我々はそれにかたってないものですから、ほとんどそこの中がわかってないからこうやって質問しておりますけれども、これはせめて人口割ならまだ、しかも町割でということ自体が私は、これはもうどうしても納得いかないし、当然、町長もその辺は強く頑張っていたきたいなと思っております。

それと、財政健全化するためには、やっぱり町長初めみんなが住民の皆さんたちの幸せのためにも努力をしていくべきじゃないかなと。だからその辺も含めて、こういう処理場にしろ、ホリカワ金属跡地にしろ、今後、町長のあれにかかっておりますから、まずそのごみ処理場についての、それと全体的な財政の町長の今後の考え、意気込みを聞かせていただいて、私の質問はこれで終わります。

町長（武廣勇平君）

済みません、5番中山五雄議員の御質問でございますが、先ほど1市5町ということを楽しましたのは、介護も含めての議論にこれはなっております、今、基山町もこの負担金について協議のテーブルに着いておられるわけでございます。今は基山町と鳥栖市とみやき町という形で協議をさせていただいているわけでございます。

おっしゃるように、町の負担というものはこれ以上耐えられるわけはありませんので、そのための資料というものも中期財政計画をもとにした資料を提出したところでございます。

今後とも、これ以上耐えられませんので、上峰町は負担は。協議するというふうになっている以上、協議の場の上峰が大変だということ強く強く主張していきながら負担の割合を下げていくことに力を尽くしていきたいというふうに思っております。

また財政の健全化についてもそうですが、今年度は庁内の議論で終始しているわけでございますが、本当に職員の皆さん、大変な改革意識を持って答申を今1ついただいております。やはり役場の中のことでございますので、機構改革についてはそれぞれ皆さん意識も高く、私の思っている以上の答申をいただきました。これをさらに課長さんたちの意見を加味しながら、私の意見を加味しながら、そして先ほど申しました有識者の諮問会議を開こうと思っておりますので、そこにも諮りながらスピーディーに実現できるように今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

来年度の町民会議においては、本当に町民の皆さん、すべての意見が集約できるような形というものを今考えております。どれだけの人数になるかというところはまだ未定でございますが、なるべく本当に意識を持たれている方がすべて、その上峰町の改革会議に参加できるような形というものをつくりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

町村合併について、執行部の御答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の御質問でございます。

町村合併ということございまして、これも3月、選挙のときから私が申し上げてきた事項でございました。平成の大合併と称される市町村合併は地方行政の構造改革において重要な課題であり、私の公約においても合併進展を強化すると盛り込んであります。

一般的に法定協議会の設置から実際の合併までの平均的な期間は22カ月と言われております。これは市町村自治研究会の2001年の資料でございますけれども、就任して以来、その事実を知りまして、合併特例法の期限にはとらわれずとも、じっくり腰を据えた取り組みとして考えていきたいというふうに考えております。

そもそも私は合併に対して住民アンケートをとるという発言をしてまいったわけですが、従前より言っておりましたけれども、それはどういう趣旨かということを申し述べたことがございませんでしたので、ここで申し上げさせていただきたいと思っております。

市町村合併自体は賛否両論が本当にございまして、さまざまな角度からそれぞれの見識があるというふうに理解しておるところでございます。そして、合併について両者の主張が平行線をたどったまま、ただ期限が来たからということで行政主導で特例法の期限内に合併を済ませるといふ趣旨で合併が進められた自治体も多くあるというふうに考えています。

だから、そこには住民の意見というものはないんじゃないかというふうに考えていたわけです。実際に住民の声が合併論議にどれだけ反映されているのかは僕は疑わしいと思っております。その意味で意思を反映させる住民アンケートというものを実施したいというふうに考えているわけでありまして。

ただし、その住民アンケートをとる上で本当に冷静な客観的な資料とか材料というものが必要だと思っております。その上で町としてはまず財政の状況をしっかりと住民に、先ほど申しましたような手法でお知らせすることから始めて、そして現状の町財政、そして近隣町村の財政の状況というものも客観的資料を添えながら合併のアンケートをとりたいというふうに考えておるところでございます。幾分、公約に上がっていたわけですが、スピーディーな対応がとれていないという御指摘も受けそうでございますけれども、そういう順番、流れで今後取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく御了解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

5番（中山五雄君）

今、町長は財政の調査をしてからということではなされましたけれども、住民の方たちは、もう暮れになりよつとに、そのアンケートはいつとるかいと。言ったことは実行しないとということで、いろいろと不平不満の声が上がっております。要するに、財政の調査をすると

いっても、ある程度の枠はもうわかっていると思うんです。だから、その辺をきちっとあれして、アンケートを全世帯からとるということでございましたので、それはとるべきじゃないかなと。だから、それは大体いつごろまでにとられるものか、ここでちょっと答弁をしていただきたいなと思います。

町長（武廣勇平君）

5番議員の質問でございますが、いつごろまでにということでございますが、先ほど申しましたように合併特例法の期限にはとられず、また財政の状況というものを一度、町民の皆さんにお知らせした後になるというふうを考えておりまして、財政の状況については遠くない時期に公表したいというふうを考えておりますので、その後というふうに理解していただきたいと思います。いつというものは今のところ頭の中にあるわけではございませんが、なるべく早い対応が必要だというふう考えております。

以上です。

5番（中山五雄君）

アンケートをとるのはいつかわからないと言われてきたけれども、そしたら財政の調査はいつごろ終わりますか。

それと、隣接の町長さんたちと武廣町長は合併問題で話をされましたか。その辺をちょっとお尋ねします。

町長（武廣勇平君）

5番議員の質問でございますが、調査はいつするのかということでございます。調査といいますが、今の状況というものをお知らせする簡素なわかりやすい資料をつくるということでございます。これは今、企画課で予算査定の真っ最中でございますので、この作業が終わり次第、時間ができたときをお願いしようというふうに思っておるところでございます。

また、合併について隣接の町村の長の方々とお話をしたかということでございますが、公式にはございませんが、非公式の場で合併についての、その首長さんの大体の方向性というものをお聞きすることはございます。それぞれさまざまな意見をお持ちでございますので、そのタイミングというものがある合併については必要だと思いますので、こういう場でどこの町長がこういう発言をしたというようなことは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

5番（中山五雄君）

隣接町長には公式には申し出はしていないと。それはもう住民のアンケートもとっていないから、それはされないでしょう。

でも、ある程度の話をしないと、私、吉野ヶ里町にしろ、みやき町にしろ、ある人たちといろいろ話をしましたところ、もう簡単にできないばいと。上峰の財政は今どうかいと。そればかりじゃなくてねと、何ら話があっていないと。だから、最初からけているわけでも

ないと。ただ、町長、前町長が合併は避けては通れないと、そういう言葉はよく出ていました。武廣町長はそれはどう思われますか。

町長（武廣勇平君）

5番議員の質問でございますが、私も合併の推進論者であります。その理由は、やはり市町村行政の広域的対応と申しますか、交通・通信手段の発達とか経済活動の進展に伴い、住民の日常生活が市町村の区域を越えて行われるようになったこと、また分権の推進に伴う受け皿となるべく行政能力の拡充への備えという意味からも、また財政状況が悪化しています。そういった財政的な側面からも、予算の選択と集中ができるという側面からも、また人材の確保というところからも必要だというふうに考えておるわけでございまして、ただ、手順が必要だというふうに私は考えております。

アンケートをとるといふ、その基礎的な判断の基準をつくるための財政の状況というものをまず広く周知してからのアンケートが必要なんじゃないかというふうに考えておるわけでございまして、依然として合併についてはやらなければいけないというふうに考えております。

以上です。

5番（中山五雄君）

武廣町長も合併は避けては通れないということですよ。町長、そうですね。（「はい」と呼ぶ者あり）本当に今、上峰の財政は大変厳しゅうございます。上峰町だけで単独でやっていけるならばそれが一番いいかもしれませぬ。だから、合併したから100%いいとも言えませぬ。ただ、今の状況では上峰町は合併しないとやっていけないんじゃないかなど。

みやき町も吉野ヶ里町も来年選挙のはずです。だから、いろんな話をやっぱり今していかないと、なかなか乗りおくれるんじゃないかなと思っております。住民の方たちと町長はよく接触をされ、吉野ヶ里町ととか、みやき町ととか、いろんなこと言われますけれども、個人個人であれじゃなくて、やっぱり全世帯からアンケートをとって、そしてそっちに向かって進んでいかなくちゃいけないと思うんですよ。だから、その辺を今度は、あしたからでも早急にしっかりとやっていただきたいなと。

この件についても我々も、ある議員からこうこう聞いてくれとか、町長から申し出があったら我々も足を運んで聞きに行きますから、その辺、協力できる分は我々も当然しなくちゃいけないと思っております。だから、今後、上峰町のために、住民の皆さんのためにも町長、目いっぱい努力をしていただきたいなと。最後に、町長のその辺の考えを聞かせていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

町長（武廣勇平君）

意気込みということで5番議員の質問でございますけれども、本当に合併については待っ

たなしというふうを考えておりました、その財政の状況をしっかりと出すことから始めるといふふうに御了解いただきたいといふふうに思います。ほかの自治体の状況といふのも同時に、どの組み合わせが一番合併の相手としてふさわしいのかといふところも考えなければいけない話だと思いますし、これはトップダウンで決めることよりも、しっかりと町民の皆さんの意見を聞いてから、そうすることで合併も促進されるというふうに思っております。

今の状況でいきますと、上峰が合併をお願いするという立場で吸収合併になり、町の活性化という意味でマイナスに作用することも考えられますので、なるべく対等の合併というものを目指すことに力を尽くしていきたいといふふうに考えております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

中山議員さん、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

5番中山議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、10時55分まで休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時53分 再開

議長（吉富 隆君）

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

通告順に従いまして、8番伊東盛雄君お願いをいたします。

8番（伊東盛雄君）

皆さんおはようございます。通告に従いまして、8番伊東が質問いたします。

全国的に子供の学力低下が起きている現状で、いわゆる子供のつまずきの原因となりがちな中1ギャップと10歳の壁、この2つの処方せんとして、公立の小中一貫教育が注目されておる現状です。

まず第1問として、中1ギャップについて。

1、我が町で不登校、学級崩壊等はないか。2、小学校6年生と中学校1年生とのギャップはないか、どのように指導されているか。3、小学校5年生の重要性はどのように認識しておられるか。4、読み書き計算の習熟度はどのように把握されておるか。

大きな2番目として、小中連携教育はどのようにしておられるか。

1、連携の実施状況はどのようになっていますか。小さい2番目として、小中学校の教師の人的交流はどのように図られておりますか。

大きな3番目として、新型インフルエンザが1医療機関50を超している現状で、警戒区域に入っておりますが、新型インフルエンザによる小中学校の学級閉鎖が行われております。この対応、いわゆる補習授業はどのようにされているか。冬休み補習授業をする予定があれば早目に周知をしてやらないと、中には実家のほうに帰るとかという計画をしている家庭もあるかと思っておりますので、そういう点を補習授業はどのように計画されておるのか伺いたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

議長（吉富 隆君）

中1ギャップについて、執行部の答弁を求めます。

教育課長（大隈忠義君）

皆さんおはようございます。それでは、8番伊東議員の中1ギャップについての中での不登校はないかという問題につきまして、私のほうより答弁させていただきます。

結論から申し上げますと、中学校においては不登校生は6名おりますが、中1ギャップに起因するところの不登校生はありません。不登校の理由といたしましては、家庭生活に起因する家庭内の不和、保護者の死、離婚による家庭の生活環境の急激な変化など、また生徒個人のなまけ癖といったことが原因かと思われまます。欠席者の対策といたしましては、保護者との懇談、家庭訪問、また電話連絡等を実施して登校を促すような形での判断を設けております。

以上でございます。

教育長（吉田 茂君）

8番伊東議員さんの御質問の中で、1番につきましては教育課長が答弁したとおりでございます。私のほうから2番、3番、4番、続けてお答えさせていただきます。一応段落は申し上げたいと思っておりますので、よろしくどうぞ。

まず当初の御質問、小学校6年生と中学校1年生のギャップ。御承知のとおり、この背景には中学1年生になった途端に学級担任制、あるいは教科担任制に変わるということ、つまり小学校時代の学習内容から急に変わるということ。そして、内容自体も高度化すること。そういったものにもどうしてもつまずきやすく、あるいは定期テストや実力テスト、そういったものが小学校とは違ったテストに、本人自体に心理的負担を感じさせて、また中学校における人間関係の多様化、あるいは個々人が思春期になりかかるといふことでもありまして、そういった精神的ストレスといひましようか、そういったものは不安定になることによって、中1のギャップというのは全国レベルで問題視されているところでございます。私の町につきましても、そのことは否めない事実でございます。

私ども、そこでこの対策指導としては、一にも二にも子供たち同士が触れ合いを持ってお互いに話し合えるような雰囲気づくり、そういったものを一番に場をつくってやることとし

ております。例えば、小学生の高学年生、5、6年生につきましては、中学校の生活状況や、あるいはクラブや部活態度、そういったものへ参加させ、オンリーワン教室や文化祭、体育祭への参加も呼びかけて、縦割の意識を小学校の高学年になった段階で認識させております。

次に、御指摘のように小学5年生 特定していただいておりますが、これは4年生ぐらいから含めて子どもは受けとめているわけなんです、ちょうど高学年に自分にならなくちゃいけないというそういった不安感が、どうしても最上級生にならなくてはいけないという認識が個々人自体にでき上がってきまして、それだけに不安も生じてきているのではないかと、そういったぐあいに受けとめております。したがって、学校ではあらかじめ縦割の意識づけをしっかりと行っております。

例えば、縦割ですと、1年生から含めた掃除だとか、あるいは登下校だとか、そういったものの中で、どうしても学校校内に来ると横の連携、横型で終わりますので、それをいろんな分野の形で場をもちまして、縦割の意識づけをし、そこで上級生と、いい意味の認識を持たせるといふぐあいにいたしております。

私たちもPTA等と連携して、例えば、校内巡回だとかいろんなことで応援をしていただいておりますけれど、そういったものの中からしっかり見守っていく予定にしております。

次に御質問いただいております読み書き計算の習熟度でございますが、この把握に当たっては、学校側では後ほどの質問にも出てきますが、全国学力テストだとかそういったこととあわせながら、学校ではそのときそのとき、授業授業の中の終わりの時間に教師が逐一不十分な子供についてはマンツーマンで指導したり、あるいは帰りにドリルを与えたり、翌日の授業でそのドリルの成果を求めたりしながら、個々人の一人一人の状況を再確認することによってレベルアップを図るようにいたしております。

また、学校のほうでは毎週月曜日の朝の時間に、にこにこ学習の時間としてスキル学習、御存じのとおり繰り返し基礎訓練を確認し合う計算、読み書き、そういった本当に基礎になるそういうものの習熟度をはかる時間を設けておりまして、そのことを現在行っているわけですが、子ども教育委員会としてもしっかり学校側にそのことの振興を図っていくように指導していく所存でございます。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

今教育長から説明がございましたけれども、いわゆる小学校は中学校の学びを意識せずに教え、中学校は算数の九九ができない生徒を小学校のせいにする。お互いに責任転嫁で先に進まない状況をどのように考えておられるか。

それから、小学校5年生のことで特定されているということでございますけど、小学校5年生というのは、算数で言えば小数点の掛け算、割り算、それから分数の掛け算、割り算、この辺が完全に習熟をしていないと、中学・高校になってまで数学がわからないと。これは

5年生のときなんです。だから、往々にして5年生の先生に新任教諭を充てたりするケースが各学校で見受けられますけど、我が町ではどのように対策をしておられるか、その辺もあわせてお聞きいたします。

教育長（吉田 茂君）

御質問を詳しくしていただきましたので、ありがとうございました。マクロな形で御回答を申し上げておりましたので、御理解しづらい点がおありだったかと思ひまして、おわび申し上げます。

小学校の教師と後ほどの質問の中で、4番漆原議員さんの質問の中でも出てくるんですが、小学校と中学校の交流、そういったものは今しきりにやっております。私どもの地区では、平成18年、19年度に、それは道徳教育でございましたけど、小中一貫校の指定校を受けまして、先生たちの交流をしきりに図りました。そこで、中学校の先生が出前教育をしてしっかり教える。そして中学校に上がってきってから、今5年生のこともはっきり御指摘いただきましたのでありがとうございました。事前にもう少し議員さんに5年生のことはお尋ねしようと思っておりましたが、不確かで大変恐縮でございました。御指摘のとおり、掛け算、割り算、やっぱり一番これが中学生になってから本人たちが困ることでございます。一回つまずくとしても中学校に行ってから次に進めない。もちろんマンツーマン、今御存じのとおりTT教育を導入しておりますので、努めてそういった子にはその場でわかるように、回答ができていない状況を見て、その子供のところに行ってマンツーマンで指導をしております。中学校に上がる段階でそういったギャップを起こさないように、あるいは不安定な気持ちで学校に上がってこないようにということは、中学校の側でも十分に認識して、努めて自分たちの側から出向いて小学校に交流を求めていきます。あと、研修会だとか、そういったものの場を大きく広げております。

御指摘ありました5年生について、例えば、新任をとかいろいろ御意見もありましたが、努めて新任の先生たちは3、4年程度にとどめております。かつまた、そこにはTTを、もう1人先生をつけて学習を非常に高度化させて、生徒に納得いただくような雰囲気づくりから生徒を柔らかく受けとめていって、しっかり認識できるように、しっかり理解できるように仕向けていっております。

8番（伊東盛雄君）

先ほど教育長の説明で、テスト等をやって確認をしておるといふ発言がございましたけど、いわゆる小学校の中では宿題を出さない先生もいるというふうには聞いています。子供たちは宿題がないからいい先生だと言うそうです。やっぱり宿題がないから楽だからうれしいです。しかし、親は非常に不安がる。それで、宿題をまた小テスト、または臨時にテストをする。宿題を出すということで、自分の教えた評価をすることができるわけです。幾ら一生懸命私は教えていますよと言っても、生徒がどれだけ習熟しているかどうかの評価、それを確認す

るのが本当に教育をちゃんと丁寧にやっていたという結果がわかると思います。

それから、通常は6時限まで授業をされておられると思うんですけど、学校によっては1時間だけ延長して、授業がわからなかったという子供に対しては、5分でも10分でもいいから残らせて教えてあげると。いわゆる最大1時間をとって、そういう時間をとる学校もあるようです。だから、この時間については、当然市町村の教育委員会で決めることができますので、その辺も含めてどういうお考えかお尋ねいたします。

教育長（吉田 茂君）

8番伊東議員さんの続いての御質問にお答えさせていただきます。

ドリル、テスト、宿題、そういったものがないという時代も一時あったやに聞いております。今では当校、上峰小中学校では主任制度を敷いておりまして、学年別の交流会、教師の交流会もしっかりやっております、そういったことがないように努めて、お互いの教師同士の研さんを図っております。

一時なかったのは、親たちはドリルや宿題があると、自分が見なくてもいいという意見がややもするのはマスコミをかりて蔓延したことがあります。そういったことはつとに教師側のほう、あるいは教育委員会の側にははね返ってきておりましたので、これではいけないということを学校側へも通告しております。努めて、そのクラスの横の段階での主任を交えた交流会の中で研さんを努めて、あるいはどうしても問題のある子には若干時間を割いて、熱心に、給食の時間を当上峰町の場合は利用しているようでございます。まだ時間外のほどまではいっておりませんが、いずれにしても同レベルに、早くそのクラスの全員がなるように教師たちは熱心に取り組んでおります。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

中1を境にして学習課題が急増すると。これは私の手元にある統計でございますけど、小学校6年生と中学校1年生の差がどういうことかという、「今までにもっと勉強しておけばよかったと思う」が15.2%、「上手な勉強の仕方がわからない」が19.7%、「勉強しようという気持ちがわからない」が14.2%、「どうしてこんなことを勉強しなければいけないかと思う」が13.8%、このように数値が上がっている。これが中1ギャップの影響のあらわれだと。いわゆるやる気がない不登校の子がいるというのは、こういう原因があるんじゃないかと。だから、小学校の高学年の教育を中学校に連携させるようにしっかり。現在でも宿題を出さない先生がいるということを私、父兄から聞いています。その辺を十分教育長調査してください。

それから、次は小中連携に移りますので。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

小中連携教育について、執行部の答弁を求めます。

教育長（吉田 茂君）

先ほど御質疑、若干多岐にわたっておりましたので、これから申し上げる小中連携教育の中で、若干は重複する点があるかと思えますけど、御了承いただきたいと思えます。

まず最初にお断りしたいのは、宿題を出していない教師がいるという御指摘がありましたので、その分は十分に把握するように早速きょうのうちにでもいたします。午後、小学校の校長先生とはお会いすることにもしておりますので。中学校は御承知のとおり、非常にベテランの先生でございますので、うまく御指導いただいております。

では、2の御質問のところの小中連携教育、その中で連携の実施状況はどうなっているか、1番目、それから小中学校の教師の人的交流はどうなっているのか、そこまで行くようにします。

私たちの地域、上峰小中学校においては、平成10年度、先ほども申し上げましたが、12年度及び13年度の2年間にわたって「生きる力をはぐくむ小中連携のあり方」と題して、小中連携教育の県指定校になり、校内で三神教育事務所及び他校の県内多くの学校の教師たちを招いて研究発表会を行いました。また、これに基づいて、今回は平成19年度から、その小中連携推進委員会を設置して、9年間の教育、9年間をどういったぐあいに子どもたちを育てていくかという目的を共通理解するように、あるいは教育実践を行うにはどうやっていくかということを話し合う場を設けております。

さらには、交流活動としては、教師たちの交流活動でございますが、生徒も含めて共同してのあいさつ運動、御承知のとおり「日本一あいさつ運動」は全国に先駆けて行っておりますが、ややもすれば長期にわたっておりますので、それでも地域の皆さんからは、思わぬ子供たちから「おはようございます」「こんにちは」と声をかけられたとうれしい声を聞くことはできます。このあいさつ運動を小中共同してさらに拡充、あるいは実践活動へ持っていくように教師間で話し合っております。

そのほか、御存じのとおりでございますが、小中の児童・生徒につきましては、体育大会での交流、あるいは文化発表会での合唱や演奏の交流等を行ってきております。今後もそういったことにつきましては、一層に頻度をふやして、密度を濃くするように持っていく所存でございます。

次に、小中学校の先生たちの人的交流でございますけど、御指摘のとおり、これは中学校の教師が小学校で6年生の授業を行ったり、あるいは小学校の先生が中学校に授業参観に来て、実際に教師のありようを見学することによって、また、その後の意見交換会を行うことによってお互いの研さんを図っております。

先ほども申し上げましたとおり、それから8番伊東議員さんからも御指摘のとおり、小中一貫校、中高一貫はもう実践されておりますが、小中一貫という言葉がもう既に出てきてお

ります。私どもの地域でも、この義務教育の9カ年をどうして子供たちを見守っていくか、そのシステムを確立する必要があることをしっかり学校側に指示していく所存でございます。この点には、小学校段階と中学校段階における課題を明確にして、教師たちのそれぞれの問題の共有化、あるいは小中学校での共通の取り組みを明確にすることによって、交流活動や行動活動をその実践につながるようにやっていこうと思っています。

ちなみにではございますけど、現在私どもの教育委員会では月例会とまではいきませんが、幼稚園、あるいは保育園にも呼びかけて、年数回小中合同の会議を持っております。もう既にして小学校からでは遅いと。幼稚園の段階からやっぱり御承知のとおり、こういったぐあいに共稼ぎの時代になりましたから、親の手を離れるのが早い段階になってしまっているのが現状なんですね。ですから、教育の場においては、幼稚園、保育園、そういった側の教師たちの意見も聞く必要があると思って前向きに向かっているところでございます。

終わります。

8番（伊東盛雄君）

小中連携で小学校と中学校の連絡協議会を定期的の実施されているかどうか。それから、共同の授業研究会を設置することがますます重要だと私は思います。

私もある教育に携わったとき、周りの生徒だけじゃなくて、同じ同僚の教師が取り囲んで、後で授業が終わった後、いろいろ教え方が、こういうところをもっと指導が足りないとか、そういう指摘を受けた過去の例がございます。だから、そういうことをお互い実施をされているかどうか。それから、小中の教師がともに率直な意見を語れる場をつくる。これが必要ではないかと。これは小学校ではゆとり教育の範疇かと思えますけど、パソコン教育、私が中学校でパソコン教育を授業参観しましたところ、キーボードの使い方、これを中学校でやっているわけです。だから、小学校でキーボードの使い方ぐらいは、小学校にパソコンをそろえながら、そのくらいやっていないのかと。だから、そういうところは全然連携とれていないと私は実感しました。だから、当然ゆとり教育もいろいろあるかと思えますけど、そういう連携するような使い方も考えていただきたいなと私は思います。

最後、教育長の答弁をいただいて、この項は終わります。

教育長（吉田 茂君）

8番伊東議員には率直な御意見をありがとうございました。教育委員会としてもかねがね思慮をしながら試行はいたしておりますけど、今御指摘の面でミクロな形では若干、あっ、不足しているなということを反省しているところでございます。

例えば、一つ一つは研究の場での取り囲んでのほかの教師たちから見てもらう。これは年に一、二回でございますので、そういったものは事務所の指導だけに頼らずに学校でも発展させるように持っていきたいなと、そう思っています。

そこでの率直な意見は私たちも参加しておりますけど、後の反省会のときには非常に元気

に率直に相手の意見を尊重しながら自分の意見を発表していただいております。そのことは、発表を担当した教師は非常に勉強になっているなど私は受けとめております。こういったことも数多くすることによって、さらにアウフヘーベンするように持っていきたいと、そう思っています。

それから、ゆとり教育の中でパソコンのキーボードの件でございましたけど、小学校でほとんどマンツーマン、それから、さらにＴＴを含めてしておりますけど、若干どうでしょうね。子供たちは自分の家でもパソコンの遊びのためのキーボードは使っているんですけど、いざそれが教育に結びついた形では不足しておった場が伊東議員さんにはお見せしたのかなと反省しております。そのことは早速小学校の側にも連絡しておきますし、中学校でも受けとめるようにやっていくようにしていきます。

これからも一層私も委員会全部、課長、それから担当も含めて、いつもミーティングもしておりますので、教育委員会である委員たちだけの、今現状では3名でございますので、そこにとどまらずに、教育委員会の係まで含めたそういったミーティングの場でレベルアップを図っていくようにしていきたいと思っています。

貴重な御意見ありがとうございました。しっかり受けとめさせていただきます。

議長（吉富 隆君）

新型インフルエンザによる学級閉鎖の対応について、執行部の答弁を求めます。

教育課長（大隈忠義君）

新型インフルエンザによる学級閉鎖の対応は。その中の補習事業の対応はという御質問に回答いたします。

小学校では、12月に入りまして、1年3組、4年3組、5年1組、6年1組、3組の5学級が学級閉鎖をしております。また、中学校においても10月、11月に3年B組が2回学級閉鎖をしております。今後、さらに学級閉鎖、学年閉鎖などの臨時休業をせざるを得なくなるような可能性もあり、小中学校とも利用時間数など、学習を保障するための補充授業を行うことが必要と考えられております。

こうした状況の中で、現時点で学級閉鎖をしたクラスについて、小学校は冬休み中の12月25日金曜日です。また28日月曜日の2日間を、中学校では2学期終業式の日と冬休みの中の2日間について補充のための授業を行おうと計画されております。このことにつきましては、小中学校の11月の学校だより、上峰「ちんぜい」にて広報されております。こういった形で出されております。（資料を示す）

議長（吉富 隆君）

8番伊東盛雄議員の一般質問が終わりました。

通告順に従いまして、2番原楨和彦君お願いをいたします。

2番（原楨和彦君）

皆さんこんにちは。2番原楨和彦です。通告順に従いまして、3件ほど質問いたします。

第1件目は、平成22年度の予算についてでございます。

武蔵町長になってから初めての当初予算ということですが、厳しい財政事業の中での予算編成だと思います。来年度の予算編成の基本方針をお尋ねいたします。

次に、財政再建に向けた取り組みについてでございます。

平成20年度決算における未償還元金の残高、一般会計5,009,900千円余り、農業集落排水事業においては5,132,700千円余りと、合わせて10,142,000千円からの償還金の残高がございます。現在の償還計画では、毎年840,000千円台から710,000千円台の償還を続けて、平成27年度には償還金の残高が5,632,000千円という計画が立てておられます。今後もこの償還計画での実行か、お尋ねいたします。

第3点目については、ホリカワ産業跡地についてでございます。5番議員の質問と重複いたしますけれども、よろしく願いいたします。

平成18年に借り入れた270,000千円の償還期限が23年の3月末日に来ます。この処置についてどのように考えておられますか。

次は、農業集落排水の使用料についてでございます。

平成20年度、1年前の第4回定例会において、事業所の使用料について従量制での徴収はできないかとお尋ねをいたしておりましたが、その後の進捗状況についてお尋ねいたします。

大きく2件目といたしまして、ごみ処理施設の負担金についてでございます。これも同じく5番議員の質問と重複いたしますけれども、よろしく願いいたします。

ごみ処理施設については、住友金属工業と運転委託費についての交渉が平成20年9月に決着したかと思えば、今度は負担金の均等割の問題が我が町に大きいのしかかってくるのではないと思われる状況でございます。

また、この負担金の増に対する今後の見通しについてお尋ねいたします。

前回、第3回の定例会の資料によれば、建設負担金、建設協力金、管理運営費、所在地交付金など、いろいろなもろもろがございます。その算出の基礎となるものは、すべて均等割10%、排出割90%というふうなことが、その点についての算出基礎をお尋ねいたします。

住友金属工業への運転委託が締結されまして、平成23年の2月10日から757,000千円に改定されるようになっております。これについては、平成22年度は幾らふえるのかと。また、その後の23年以降については、年間で幾らほどふえるかということをお尋ねいたします。

大きく3番目についてでございます。請願についてです。

平成19年以降8件の請願が採択され、議会から行政のほうに送付されております。その進捗状況についてお尋ねいたします。

これで総括質問は終わります。あとは一問一答で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

終わります。

議長（吉富 隆君）

平成22年度の予算について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（北島 徹君）

原楨和彦議員の平成22年度予算についてということでお尋ねがっております。

1番目に、予算編成の基本方針はということでございますけれども、平成22年度当初予算の編成につきましては、11月2日付の通知、「平成22年度予算編成要領について」というものを各課に発送いたしております。

この中で、基本的な事項を定めておりますので、まず御報告をいたします。

1つは、要求については年間予算とすること。2つ目、国、県の動向が未確定の段階にあるため、現行制度を前提として予算編成を行うこと。3番目に、地方財政の健全化は緊急の課題であり、起債の活用は極力抑制すること。4番目、事業の推進に当たっても、より一層の経費節減に努めること。

以上を予算編成に当たりまして、基本方針といたしております。

続きまして、財政再建に向けた取り組みはという中で、償還計画について以前私どもがお出ししているものと変更がないかというお尋ねでございますけれども、災害等によりまして、そういう緊急の部分につきましては、その起債を活用するというものは出てくるとは思いますけれども、基本的にこの計画に沿って償還をしていくということになると考えております。

続きまして、ホリカワ産業跡地の件でございますけれども、ホリカワ産業跡地につきましては、平成12年の11月から廃車のリサイクル工場を買収いたしまして、新たな企業を誘致するというので、地方公営企業による事業を開始いたしております。

それで、現在まで残念なことでございますけれども、土地の売却には至っておりません。先ほど町長のほうが御報告いたしたとおりでございます。企画課といたしましては、県発行の企業誘致ハンドブックへの掲載、それから佐賀県及び上峰町のホームページへの掲載、佐賀県の首都圏営業本部での「上峰町の企業立地の御案内」という冊子によるPR、そういうものの活動を今後も行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

建設課長（江崎文男君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、平成22年度予算に伴う農業集落排水の使用料金についてという御質問にお答えしていきます。

今現在、平成22年度に向けまして、事業所を対象にした使用料金の見直し作業を行っているところでございます。中身につきましては、先ほど議員のほうからおっしゃられたとおり、内容につきましては9月定例議会でも答弁いたしました上水道使用料換算による使用料の見直しでございます。

今までの進め方につきましては、今現在各事業所等の調査、排水等の調査を行っておるところでございます。また、事務のほうとしては、他市町の現在の水道使用料の換算での使用料金を徴収しているところの市町の資料に基づいて試算を行っておるところでございます。

また、上峰町といたしましても、今のところ第1案、第2案というようなところでの水道使用料の換算する案をこのごろ受けまして、一応それに対しての試算ということも進めているところでございます。

そういう中で、今現在最終的に進めているのは、各町とのそのような形での下水道の使用料の試算の資料等を整備しているところでございます。

以上でございます。

2番（原楨和彦君）

予算編成についてお尋ねいたします。

行政報告のほうにもございますように、事業の見直し、平成22年度の予算編成要領に基づいて、各課からの要求はもう出ていると思います。予算編成要領に基づいておれば、12月3日の締め切りということでございますので、できていれば、事業の見直しについての件と、予算編成の中における歳出削減の主な削減効果が出ているかと。これは予算、まだ各課からの要求の段階でございますので、最終的には出ていないと思いますが、そういったところが各課長から出されている中において、本当に各課長さんが基づいたところから出されておられるかというのが一つ知りとうございますので教えていただきたいと。

だから、歳出削減の主なものについての、その予算編成要領による効果がどのように出ているかと。また、歳入増については、小さなところまででも結構です。どのように考えておられるかと。交付金とか税の減収とか、そういったもろもろじゃなくして、うち独自でも、千円でも10千円でも、歳入増に取り組めるものがあれば、そういったものはこういった形で取り組むというようなところを教えていただきたい。

以上です。

企画課長（北島 徹君）

お答えをしたいと思います。

まず、歳入の件でございますけれども、平成22年度以降の歳入の増加に向けた取り組みといたしましては、本議会に議案第74号、それから議案第76号として御提案を申し上げております。保育料の見直し、ごみ袋の販売価格の引き上げがでございます。

保育料につきましては、激変緩和措置を講じた上で国の徴収基準額に近づけていき、国県負担金算定時の差額幅を縮小し、少しでも過剰な一般財源の持ち出しを抑えたいというふうにご考慮いただき、住民課の賛同を得て計画をいたしております。

また、ごみ袋につきましても、近隣自治体並みの販売価格に引き上げたいというふうにご考慮いただき、これも住民課の賛同を得て今回議案として提案をさせていただいております。

それから、歳出面でということでございますけれども、御案内のように、3日に締め切りはいたしておりますけれども、9日から査定をいたしております。まだ査定が今現在4課しか終わっておりませんので、その削減についてということをちょっと申し上げるのは、はっきりしたことはわかりませんが、もう既に緊急改革プランから5年たっておりますので、予算要求の段階で、これは明らかに必要じゃないんじゃないかというようなものは、要求は現在あっておりません。

以上でございます。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、農業集落排水の特別会計ということでお答えいたします。

先ほども御答弁いたしましたとおり、平成22年度に向けまして、使用料の見直しということで進めているところでございます。それに伴いまして、平成22年度の予算につきましては、この分の使用料の計上を行っていきたく思っております。

2番（原楨和彦君）

ただいま4課のほうから、4課の査定ができていうふうなことでございますけれども、着々とそういった形で、各課長さんも削減に向けた取り組み、また歳入増に向けた取り組みを出されているものと信じます。

そういった中において、現在、嘱託職員、臨時職員の雇用についてどのように考えておられるかと。職員は定数条例によれば91人だと考えております。また、9月議会の資料においては、76人の職員でこの忙しい業務を遂行されていると考えますが、本年度末の退職者は2名だというふうに伺っております。その2名の退職に伴う職員の採用についての考えをひとつ教えていただきたいと。

それから、このように少ない職員で業務をこなしていくには当然職員に対する負担もふえて、超過勤務も多くなっていると思います。超過勤務手当の支払いはどのようになっているかと、この3点についてお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

2番原楨議員の御質問でございます。嘱託職員、臨時職員の扱いについてでございますが、今現在は厳しい財政状況にかんがみて、嘱託、臨時職員の雇用というものを見直すということで検討をさせていただいております。

それでも、先日機構改革答申を副課長を中心とした行政改革検討委員会をいただきましたけれども、新たな機構の改革を行うわけでありまして、それに基づいた配置の転換もありますけれども、その中でどうしても業務に差し支えが生じる場合も予測されるわけでございますが、そういうときには必要な対応はとらなければいけない。来年退職者2名出るわけでございますが、これまでは一切の採用を行わないという方針でございました。引き続きそういう意識ではございますけれども、業務に支障が出てはいけませんので、業務に支障が出る場

合を考えながら新たな採用も検討していく必要はあるのであろうというふうに考えております。これもでもすべて仮定の話でございますので、今現在こうする、ああするということを申し述べているわけではないということを御了解いただければと思います。

以上です。

総務課長（江頭典雄君）

先ほど2番議員さんの御質問の中で、超勤、非常に職員の数が少ないということから超勤も出るんじゃないかというふうな御心配をいただいておりますが、確かに少ない職員で対応しておる状況にございまして、御心配のようなそういう状況にもあります。

ただ、御承知のように、予算の関係、制約もございまして、非常に厳しい中でございます。少ない職員で取り組んでおるわけですが、予算の関係もございまして、極力予算の範囲内で済ますように、日ごろの日常の業務の中でそういう努力をしていこうということで以前から申し上げておりましたし、また22年度に向けてもそういう考え方でいこうということで申し伝えております。極力予算の範囲内での対応ということにさせていただいております。

以上でございます。

2番（原楨和彦君）

町長、私はこれは22年度の予算の編成に基づいての質問でございます。大きなところは、だから、職員の採用についてはもう当然決まっているものだと。23年、24年に向けてのことではございませんので、それをもう1つきちょっとお願いいたします。

それから、臨時職員等についても極力抑えてやっていかれることとは思います。

で、超過勤務手当、予算の範囲内ということについて総務課長答弁いただきましたけれども、現在予算の範囲内でやっておられるものについてサービス残業があっているかあっていないか、この点についてお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

2番原楨和彦議員の質問でございますが、来年、平成22年の職員の採用につきましては、私今、まだ町長査定を受けている段階ではございまして、各課からどういう要求があって、今4課終わっておりますけれども、内容もつぶさに把握しているわけではございませんが、退職者が出るわけでございますので、その補助というものも検討する考えは私自身は持っているわけでございます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩をいたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

総務課長（江頭典雄君）

では、先ほどの2番議員さんの御質問にありました超過勤務の関係にお答えをしたいと思いますが、そういう超過勤務手当についてはどうかという御質問でございましたけれども、先ほど申し上げましたように予算の範囲内で対応しているということを申し上げました。

超過勤務の関係につきましては、基本的には所属する長等が勤務命令として出すわけでございますが、その実績に応じまして手当を規定どおり支給するということになっておりまして、議員言われるような手当、サービスの云々ということについてはないと思っています。

2番（原楨和彦君）

総務課長、今、「ないと思っています」ですか、それとも「ありません」ですか。

総務課長（江頭典雄君）

ありません。

2番（原楨和彦君）

はっきりとサービス残業はないと、大変いいことだと思います。

何でこういったことを聞くかということは、要するに条例に基づく定員の数、それから現在は十数名というのが欠員というような形になっていると思います。しかも、今年度いっぱい退職されたりやめたりされる方の補充もしないと。来年度の当初は72名ですかね。それぐらいの数になるんじゃないかと。約19名、そして超勤もふえないと。

こういったことで将来的な上峰町の組織として成り立つかと。いや、それは臨時とか嘱託で対応しますよと言われるかもわかりません。だから、一番最初に聞いたのは嘱託、臨時職員を22年度はどうされますかと。見直しを考えておりますということについても、もう22年度の予算はもう各課からの要求が上がっております。見直すとかなんとかできるような時期じゃないはずなんです。

だから、22年度の当初はゼロで行きますよと。それに基づいてどうしても必要なときについてはまたお願いしますよと。そういった考えか、それとも22年度においては臨時、嘱託ゼロで最終的には72名ぐらいの職員でやっていくかと。それとも、今後やはり計画的にやっぱり職員の採用も考えて、組織の形としては現在は逆三角形だと思います。それを直して組織のあり方というところについてのお伺いをいたします。

それと現在、職員の給与カットが行われております。平成22年度の予算についてはどのようにされるおつもりかお尋ねいたします。

以上です。

町長（武廣勇平君）

2番原楨議員の質問でございますが、臨時、嘱託職員の方々の扱いについてですが、専門の能力をお持ちの臨時の職員さんもいらっしゃいますし、その一人一人の働き方によって見直しをかけていております。今後、査定の中でどうなるかはわかるわけでございますけれども、今のところ極力、臨時、嘱託の職員の採用は見直して、正職員で町を運営していく方針であります。これは財政状況をかんがみたくて必要なことであるというふうに考えておるわけでございます。

それともう一つ、給与カットにつきましては、今のところ予算は前年度と同じ状況で予算の査定を行っておられるというふうに聞いております。

以上です。

申しわけございません。ちょっと補足させていただきます。

職員の構造につきまして、議員おっしゃられるとおり、いびつな形になっておるわけございまして、退職者が出た場合に人事異動等がもうできなくなってしまう形になってしまっています。実際、50名以上が何らかの役職を持っておりまして、二十数名が役職を持っていないというような形になっておりまして、逆三角形の形になっておりまして、実働部隊がないというのが現状であると。これを是正しなきゃいけないという視座で副課長会を中心とする行政改革検討委員会において、今、答申をいただいております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

それでは、次のほうの予算からの中でも財政再建のほうでお尋ねいたします。

第3回の定例会において庁内の有志を募り、財政改革委員会で方針をつくりですね、これはもう当然、ここら辺までは進んでいるかと思えます。すべての課長を委員とする行財政改革推進本部会で検討を加え、決定するという答弁をいただいております。

この財政改革、つまり財政再建に向けた取り組みとしての進捗状況、現在どのような形で財政再建に向けた取り組みをお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

2番議員の質問にお答えさせていただきます。

財政の検討委員会につきましては、まだ答申等はいただいておりますが、私の方針といたしまして既存の事務事業について徹底した見直しを行っていただきたいというものを考慮していただくようお願いいたしました。

新規事業につきましては、財政状況を考慮し、財政負担があるような事業については極力

行わないというような方針でいますもので、新たな事業を行うということよりも、今ある既存の事業をすべて見直し、削減する視点で今、すべての事業を見直ししていただいているというふうに思います。

これについては3月までというわけございませんで、議論を整理するところで翌年度の上峰町民改革会議に向けての議論の整理というふうに考えております。

その都度上がってきた意見については、本予算査定の中で実施できる部分があれば実施していくという対応をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

2番（原楨和彦君）

町長、ずっとそういった形で進められておりますけれども、もう本当にうち、今、上峰町の財政、逼迫してきていると思います。

これとホリカワ産業の関係と含めての質問にさせていただきますけれども、そういった中においてホリカワ産業の負債が大きくなるのしかかってくると思います。270,000千円を借りかえされるか。もし、その償還が10年で行われるか5年で行われるか、まだ今のところ不明だと思いますけれども、果たしてその借りかえが可能かというような答弁も先ほど聞いておりますけれども、もしこれがそういった形になって、このまま引き延ばしができれば一番いいと思います。八方ふさがりになった場合に、うちはもう何といいますが、早期健全化団体に即突入じゃないかというふうな危機感を持っております。

それをどうしてもやっぱり阻止するためには、今までは財政の健全化という言葉でずっと来ておりました。だけど、もうそれは通り過ぎて、私が何で財政再建かというふうなところに持ってきたというのは、そこまでうちの財政は追い込まれていると思うんです。

町長言われるように、こんなに840,000千円台から26年、27年になるときまでには710,000千円台に、何もこれから起債をふやさなくてもそれだけの償還金が必要です。それは利息抜きで。ごめんなさい、利息入っておりますね、あれは、あの計画は。

だから、それをやりながら、財政を建て直していくというのは並大抵のことではないと。だから、厳しいことだと思いますけれども、町長、あなたが言うておられるように、交付金、補助金等の聖域なき削減、これはもう何回でも聞いております。そして、鉛筆1本からの節約ということも言われております。それをあなたが言うだけじゃなくして、やはり行政側の職員、当然、私たち議会の議員もしかりなんですけれども、これを町民まで広げていってこそ、初めてできるものじゃないかと。やはり我慢するところは、当分の間していただくという考えでお尋ねをしておりますので、まだまだ財政改革推進委員会とか本部委員会とか、そういったまた何とか諮問委員会とかいろんなことをつくって検討されるのも結構でございます。

ただ、そういった悠長な期間があるかと。22年度において、もう私は即、財政再建計画を

立てるべきだと思いますが、いかがなものかお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

2番原榎議員の御質問でございますが、これは前の議会でもお伝えしたかもしれませんが、この手法についてはボトムアップでしっかりと議論を深めていただくことから始めることが、より効率的にスピーディーに改革ができるものだというふうに思っております、当初からその手法で今、役場の中から自分たちが今まで思ってもできなかったことというものを一つ一つレポート等でいただきまして、それを反映していきたいというふうに考えておりますので、これは以前から議員のほうからはトップダウンでやるべしというお話もありましたけれども、行政経験のなさというものもございまして、今まで職員さんがかかわってきた仕事そのものに対し、高い問題意識も持っておられるということで、そういう手法をとらせていただいているということでございます。

2番（原榎和彦君）

町長、私、平成22年度に財政再建計画というものをつくる考えはございますかということ、まずお願いします。

それに続きまして、一応そういったところでこの財政についての質問は終わり、あと農集排のほうで課長のほうからの説明をいただいておりますけれども、ずっと料金見直しに向けての1案、2案までできているというところでございます。本当にこれは大変な作業だと思います、事業所あたりに負担がふえるというようなことは。しかしながら、それはそれなりに使用料イコール従量制でやっていただきたいということで出てきますけれども、課長、これは今度の4月からの予算に反映されるか、5月、6月、7月、そこら辺のことがいつごろからの徴収になるかということをお尋ねいたします。

それともう1点は、現在、維持管理の費用と使用料の徴収料との差が千数百万円ございます。それを維持管理を使用料で賄うためには、どういったことをやればできるかという考えがあれば、その2点についてお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

2番原榎議員の質問でございます。

平成22年度に財政再建案の計画をつくる予定があるかということでございますが、今、財政の検討委員会を開いております、その中で議論の整理をしていただきます。翌年度の町民会議等を開きまして、その中で1つの案といいますか、総合計画につながるそういう案をつくっていければというふうに思っております。

以上です。

建設課長（江崎文男君）

失礼します。2番の原榎議員の質疑ですけれども、まず、1番目の質疑内容になります。

平成22年度の予算計上につきましては、今、考えているのは7月からの使用分となる見込

みであります。

理由といたしましては、対象施設数が134軒あります。そのうち井戸水使用の事業所が32軒、この井戸水使用につきましては水道水量検針の方法がございません。よって、町にて検針用のメーターを町のほうでその施設については設置しなければいけないかと思っております。それには予算が伴いますので、これらの事業所とのメーター設置の協議も今からしていかなければならないかと思えます。

また、東部水道企業団の検針基準日が奇数月になっております関係上、来年度におきましては5月、7月、9月というような奇数月になっております。それと、先ほど言いました新年度での予算を計上したところでのメーター設置等の工事を考えますと、どうしても7月からの使用料からの徴収になるかと思えます。

それとあと1つの件なんですけれども、将来的に使用料金で維持管理が賄われるのか。賄うとしたらどういうふうな方法があるかという御質疑でございますけれども、現在、事業所の先ほど言いました見直しをしても、今の試算的には4,000千円から5,000千円ぐらいの増額ぐらいにとまるかと思えます。よって、あと残りの千何百万円かの使用料金の云々にしては、一般家庭の使用料金の、要するに先ほど言いました水道換算の見直し、要するに一般家庭についても使用料金の見直しをしていかなければならないかと思えます。

ただ、それにつきましては、前回の定例会でも答弁したかと思えますけれども、なかなか一般家庭の使用料の体系 2千円と1人当たり500円というものが県内でも一番高い水準にございますので、事業所が終わって、すぐ一般家庭かということ、なかなか難しい点もございます。

それによって次に考えられるのが維持管理の節減ということになりますけれども、今、私たちが考えているところが維持管理の一元化ということで、今現在、維持管理費、それと汚泥の運搬、処分ですね、それと光熱水費 電気代とか水道料、それをおののの別々の予算でやっております。それを維持管理業者に一括発注ができないものかと。そうすることによってコスト縮減、または事業者独自の考え方で、事業者そのものが赤字に転換することなく黒字に転換するような流れを事業者にもつくってもらいたいという意味から、将来的には一元化、一括発注ということができないものかということで今、勉強中であります。

以上でございます。

2番（原楨和彦君）

これでこの件については最後になると思えます。

今、課長言われたように、値上げも最終的にはつづれる前にはせにやいかんということは思います。

ただ、その前にやること、今言われたようにコスト削減、徹底的に取り組んでいただきたいというふうをお願いしておきます。

これで予算についての質問を終わりますけれども、町長、今度、平成22年度の予算には財政再建元年と銘を打てるような予算編成をお願いして、この件については終わります。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ごみ処理施設の負担金について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

2番原楨議員のごみ処理施設の負担金について、負担金の算出基礎はという御質問でございます。

住友金属工業、平成20年9月に決着した後にこの負担金の問題が出てきておるわけですが、負担金は議員おっしゃられるとおり、それぞれ建設負担金、そして建設協力金、管理運営費、所在地交付金とございます。

これの算出の基礎ということでございますが、建設負担金については人口割が90%、そして均等割が10%というふうになっております。この人口は平成12年の国勢調査をもとにした人口割でございますして、基礎数値が鳥栖市が6万726人、上峰町が8,672人、みやき町が9,079人と1万1,482人、7,615人という3町の合計でございますして、これの案分値をもとに算出したものになっております。

続いて建設協力金でございますが、これも同様、均等割10%、人口割90%により算出されております。基礎数値は先ほど申しました人口をもとにした案分値により算出されておるわけでございます。

次に、管理運営費についてでございますが、これが今、負担の議論になっているわけでございますけれども、これは均等割10%、そして排出量割90%というふうになっております。鳥栖市が基礎数値として2万2373.82トン、上峰町が2350.39トン、みやき町が6325.07トン。これに基づきまして案分値をつくりまして出しておるわけでございますけれども、このみやき町の3町分の均等割部分が1町分に負担を軽減してほしいというような内容で議論を今、協議しておるわけでございます。

次に、所在地交付金でございますが、これは排出割100%でございますして、先ほど申し上げました基礎数値、排出量に基づき案分して算出いたしているわけでございます。

今後の負担金はどうなるということでございますが、ただいま協議中でございますして、これまで平成21年7月23日から5回にわたり、推進委員会が開催されました。平成21年9月16日の推進委員長報告、構成市町から5案が提案されておりますが、議論が整わなかったこと及び今後は首長会で協議すること及び消防事務組合については、この議論から外す。並びに広域圏組合と環境施設組合と一緒に協議するとの確認がなされました。

続いて経緯を申し上げますと、平成21年10月19日よりこの議論が始まりまして、広域市町村圏計画終了及び構成市町の変更並びに議員定数等が確認され、各構成市町から推進委員会

で議論された5案の中から要望案が出され、議論されております。

平成21年11月2日には、各構成市町の財政事情等について説明があり、協議が継続されましたが、合意に至りませんでした。

続いて、11月14日に管理者提案を11月16日で正式提案されました。平成21年11月13日に管理者提案を受けて、さらなる検討を首長会において行っておりますが、いまだに決まっておりません。

今日まで、こういった経緯の中で議論をしまいましたが、各広域組合において構成市町が事務を協力して行っている現状があります。今後も共同で事業を進めていかなければいけないということでありまして、落ちついた議論の中で着地点をつくっていかねばというふうを考えております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

ほとんどが均等割の10%と排出割の90%で賄われているというふうなことでございますけれども、所在地交付金については排出割ですね。これは現在、当初16年については1市4町であったと。17年からについては上峰町と鳥栖市がみやき町に支払っているということでしょう。それを再確認いたします。

再確認するというのは、これは平成20年の第3回の定例会での答弁でいただいているものですから、これが第1点ですね、当初から変わっているということは、当初の約束事から変わっているんですね。

今、管理運営費の10%と90%についても、要するにみやき町が合併したから3町を1町ということだと思えます、言われているのは、それに基づいて、私、あの規約からそういったもろもろについてずっと見せていただいておりますけれども、そういった申し合わせ事項等は一切ありませんよね。

ただ、規約の中にうたわれているものについては、附則のほうで「平成17年度から平成21年度までの間に関係市町負担金とあるのは鳥栖市、中原町、北茂安町、三根町及び上峰町の負担金とする」と。だから、22年からはですよ、その後については、要するに話を決めていくということだと思うんですよ。

そこについての何と申しますかね、確認事項と申しますか、確認事項については平成22年度からの均等割の負担金については、平成17年度から平成21年度までの5年間で協議して決めると。このほかに3町を1町にするというような決まり事があれば、そういったもの、資料、取り決め事があれば出していただきたい。なければ、これに基づいての交渉であれば、当然、22年度からの負担金の割合についてはゼロの地点からの話になると思いますが、その2点についてお尋ねします。

以上です。

町長（武廣勇平君）

2番原楨議員の御質問でございますが、この鳥栖・三養基西部環境施設組合の確認書というものを今、手元に持っております。

これは、この中身を見る中で、おっしゃるように運営の負担金については均等割の負担額は平成17年度から平成21年度までは据え置きとし、合併前の5市町を基本とし算出すると。その後、平成22年度からの均等割の負担については平成17年度から平成21年度までの5年間で協議して決定するとなっております。今、この中身を受けて議論の俎上に上がっているものだと。その他の申し合わせ的な公文書等は一切ないというふうな前提で議論をさせていただいているわけでございます。

済みません、加えて補足させていただきたいと思います。

これは、ごみだけについてでございます。介護についてはそういった確認書もございません。

以上です。

2番（原楨和彦君）

そういったことで今、言われたように、規約、その中での確認書と申しますか、これはこうですよというふうなところまで聞きました。

ということは、あえて3町を1町にするということは今後から決めていくと。今までどおりでやっていきますよと決まれば、今までどおりということですよ。そこら辺をうちに負担がかからないように町長、しっかりお願いしておきます。

ただ、町長、後で、済みません、こういった確約書がありましたとか、覚書がありましたとかということは一切通りませんよ。私も持ちません。持っておれば出します。だけど、やはり私が考えることとしては、みやき町長さんが3つを1つにするというようなことで言ってきておられるならば、何らかの根拠がありはしないかと。これは推測の範囲で申しております、推測の範囲で。後日、こういった確約があつてどうすることもできませんということは大変なことなんです、うちの負担も大変ですから。そういったところをしっかりと、きょうは確認しておきます。

それで、そういった形で当然、このごみ処理場の問題につきましては住友金属との委託契約による757,000千円の2カ月分が来年の予算に反映されると思います。

それから、その次は1年間でどれぐらい、その委託契約費でふえるか。また、これを例えば即、3町分が1町分になれば、どれぐらいの負担がうちのほうにふえるか、それをお尋ねいたします。

住民課長（鶴田直輝君）

原楨議員の御質問でございますけれども、住友金属の契約の件が出ておりました。

議員言われるように、23年の2月ですから約50日分が契約、今、680,000千円でしており

ますけれども、最終的なこの金額につきましては住友金属と交渉をしまして、その上げ幅によってその分が、見合い分がふえていくというふうなことでございまして、その燃料代とかそういうものがございまして、そういうものを精査しながら今、事務局のほうで詰めの段階というふうなことでございます。

ごみの均等割の件だけで申し上げますと、例えば、等割について、みやき町は合併したから1町分ですよという形で今、みやき町としてはお話をいただいているみたいでございましてけれども、それが本則どおりそのまま実行されるということになりますと、ごみについては、うちの負担が13,500千円ふえると。それに委託契約の件が当然、現在の価格よりも上がれば、その分がはね返ってくると。ただし、それは当面は1カ月ですけど、その住友金属の運転管理の委託については、はっきりした数字が出た段階での影響額ということでございますので、ここで今、幾らふえるということは、ちょっと言いかねるところでございまして、15,500千円プラス2カ月分ですから、それよりはふえるかなという形で御理解をさせていただいておければと思います。（「介護はだれが説明する……」と呼ぶ者あり）

町長（武廣勇平君）

2番原楨議員の御質問でございまして、今、課長が述べられましたとおり、ごみについてはその分だけふえるということで、介護につきましては18,000千円ほど、本則どおりいけば負担がふえるというふうになっております。

2番（原楨和彦君）

やはりこういった形で広域的にも今、言われただけでも負担が30,000千円以上の金がふえてくると。そういった中において、私が町長、ボトムアップもわかりますと。ただね、日に日にこういった負担がうちにふえて入ってきますよ。だから、町長、ここで、こうやろうというふうなことを皆さんと話をして、一日でも早く取り組んでいただきたいということがお願いなんですよ。

今のはちょっとさきに戻りましたけれども、このごみの中において所在地交付金が問題なんですけれども、これは私、ずっと多分、昨年あたりに4回ぐらいの質問をやっております、ごみの委託契約からずっと。その中において、この所在地交付金20,000千円の15年間の3億円。これが当初は、言いましたけれども、中原町を除いての支払いだったと。これが17年から鳥栖と上峰町の負担の割合で払っていると。これも言われるとおり、規約の中等においてこういったものは一切ないはずなんですよ。

そういったもろもろで都合のいいように解釈されて変えられて金がふえていると。町長、ね、だから、こころ辺、交渉をしっかりとやっていただきたいと、お願いなんです。当然、最終的には、この管理運営費あたりでも町の議会の議決を要するものだと思います。だから、そのときになってうちが払い切らんけんがと否決するわけにもいかんような状態なんですので、ぜひ、町長の首長会議の中においてしっかりとやはり勉強されて交渉に当たっていただ

きたいと。

それで今、所在地交付金の件について言いましたけれども、これは昨年の第3回の定例会で当時の町長の答弁でございます。「この3億円の問題については、今後の課題というふうに考えています」ということでございますので、町長、これも引き継いで、明るいきちっと、なるほどだというような負担金になるように私たちに交渉をして説明をしてください。今後の経過を私たちは見守っていきます。

そうしないことには、やはり覚書とか協定書のとりようによって負けてきてもらうては困りますよということなんです。新しい町長さんですので、わからないところも多いと。そういったもろもろのところでも簡単な返事をされて、うちに負担がふえるようなことだけは避けていただいて、それは十分、皆さんと話し合いの上でやっていただきたいというふうにお願ひします。

そういったことで、所在地交付金の問題と今度の管理運営費について、町長がこういった形で取り組むということがあれば教えていただきたい。そして、あとは住民課長、言われるとおり、何でんかんでんふやしてもらっちゃ困りますので。ごみの排出を減らす、全町を挙げての取り組みにぜひ力を入れていただきたい。これをこの件については最後にさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（吉富 隆君）

答弁は。（「お願ひします。」と呼ぶ者あり）

町長（武廣勇平君）

2番原榎議員の質問でございますが、おっしゃるように、うちの上峰町の町の財政状況は、ほかの構成市町と比べ大変厳しい状況にある以上、強くほかの自治体よりも声を上げていかなければいけないというふうに思っております。今後とも強く、今まで以上に強く声を上げていかなきゃならないというふうに考えております。

住民課長（鶴田直輝君）

各負担金については、ごみの排出割という形でございますので、原榎議員がおっしゃるように、ごみの排出の抑制に向けての広報なりを通じての資源化できるものは資源化していただくというふうな形で、町民の皆さんの協力を得ながらごみの排出に努めていきたいと思ひます。

議長（吉富 隆君）

請願について、執行部の答弁を求めます。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

失礼します。私のほうから請願についてということで、私のほう、産業商工課に係る分が平成19年度以降、4件ほどあったかと思ひます。

まず、切通川堤防下水路整備、それから中村、九丁分地区水路整備、それから江迎幹線水

路の上流のしゅんせつの件、それからトライアル出店に関する請願ということで4点ほどあったかと思えますけれども、切通川堤防下水路整備につきましては平成19年度の土地改良総合整備事業により整備が完了しております。

それから、トライアル出店に関する請願につきましては、郡境地区の方とトライアルと協議いただきまして、無事解決し、開店に至っております。

それから、続きまして中村、九丁分地区の水路整備についてでございますけれども、これは未整備箇所として農業農村整備事業管理計画に掲げております。県並びに町の財政とも厳しい状況でございますが、早期に実施することは困難ではございますが、計画性を持って対応していきたいと思っております。なお、この農業農村整備事業につきましては、上峰町南部地区揚排水路25路線延長約8,600メートルを掲げております。

それから、江迎幹線水路上流のしゅんせつについてですけれども、この件については長年の案件となっておりますけれども、これについても一応、採択する上で三養基西部土地改良区と町が一体となり整備を進めていくべきで、複数年での事業として対応すべきであるという報告がなされております。また、平成20年8月ごろに農林事務所、三養基土地改良区、三養基西部土地改良区並びに地区の役員さん方々にお集まりいただきまして、現地にて協議、検討がなされたと同っております。

その中で、県営かん排事業での対応も考えられたそうでございますけれども、この件については三養基土地改良区の理事会において不採択になったと聞いております。

そんな状況でありましたけれども、土地改良施設維持管理適正化事業により対応できるということでございますが、何分にも事業費が大きいものですから、町の財政と相談しながらありますが、実施に向けて努力していきたいと思っております。

以上でございます。

建設課長（江崎文男君）

失礼いたします。私のほうからは21年9月の定例会にて採択されました三上地区内の道路整備についてという請願についてお答えいたします。

振興常任委員会の主な意見といたしまして、三上地区全体の将来計画を策定し、防衛省等の補助で対応すべきとの意見が出ております。今現在、考えているのがまず三上地区及び南のほうの畑地帯にあります西峰地区を一带としたところの道路及び排水等の整備を行うために、まずは基本計画の作成をしていきたいと思っております。

以上でございます。

2番（原楨和彦君）

たしか私は8件ほどお尋ねしたと思えますけれども、あと江崎鉄工所の跡地と郡境の環境整備、六田川上流の関係についての説明がなされていないと思えますけれども、それについてお願いします。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

失礼しました。私のほうから六田川上流の件が1つ漏れておりました。済みません、どうも迷惑をかけました。

この件についても、先ほど申しましたように、農業農村整備事業管理計画に掲げておまして、その中での対応となっていくかと思えます。

以上でございます。

総務課長（江頭典雄君）

失礼しました。以前に請願されておりました江崎鉄工所の問題でございますが、これは種々検討を重ねてこられた経緯もございます。しかし、結論から言いますと、非常に難しい状況でございます。その持ち主というのは非常に御承知のように不明だという状況でございます。まず管財人を設定しなければいけないというふうな指導も受けまして、実はそういう裁判所に申し立てを現在行っているような状況でございますが、それがまだ申し出がないと、選べないというふうな状況でございます。結果を待っているような状況でございます。

それからもう1点、郡境地区の環境の問題でございますが、以前から歩道の関係等に要望が上がっていたというふうに思っていますが、これについては持ち主であります外記の溜池のほうの敷地になります。これは一村会という、何ですか、坊所地区の地区のものでございまして、その中で種々協議がされておったわけですが、その後進展もございませんで、現在では郡境地区の方々が子供さんの通学等について、除草なり整備をしていただいているというふうな状況でございます。これからまた、そういう一村会、所有者との協議については、また進めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

2番（原楨和彦君）

言われるとおり、請願というものは地域の住民がどうしてもこれはやっていただきたいという願いを込めてのことであって、それも議会もしっかりと検討いたして、これはやはりやるべきだというような判断のもとに行政に送っているものでございますので、財政が厳しいから何もできないできないというのが現状だということも認識しております。しかしながら、やはり住民に対する説明責任ですね。これは、少なくとも1年に1回ぐらいは申請された代表者にでも、こういった事情でございますので、もう少し待っていただきたいと、何年先の計画に乗せてこうやりますのでというぐらいの説明はされてもいいんじゃないかと。それは、行政として果たすべき責任ではないかというふうに考えます。

だから、部内会議、やはりこういった課長さんあたりも会議されていると思いますので、こういったもろもろの住民からの直接の請願を、上がってきても1回だけ検討して、その後、1年でも2年でも何でもやらないというようなことがなくて、たとえできなくてもですよ、

やはりどうするかという検討をして、それをやはり説明する責任は負っていただきたいということです。

ただ、こういった中においても1年2年待っても支障のないものも、少々不便であっても支障のないものもあるかと思えます。

ただ、私、今度一番最後に上がっておりますけれども、三上、西峰の開発に伴う請願、道路だけなんですけれども、これは日々、あの一帯は開発が進んでおります。将来的なことを考えれば、手おくれになるようなことになりはしないかと。これは地域の住民の方と協議をされて、道路、排水路、そういったもろもろの公共の整備、ライフラインの整備ですかね、そこら辺を早目に計画を立てて、規制をかけなければならないならば協議をしながら進めていかなくては手おくれになるおそれがあると思うので、そこを1つ、お願いいたします。

建設課長（江崎文男君）

失礼いたします。2番原慎議員の質疑でございますけれども、議員がおっしゃるとおりだと私たちも思っております。

今までの三上地区においても民間の宅地造成等の開発がなされて、1つの虫食い状態みたいなところがございます。それを早く緩和するためにも、先ほど言いましたとおり、まずは基本計画、三上地区と西峰地区を一体にした基本計画をまず作成いたしまして、それによって民間の力をかりることができれば、また民間の力をかりていくと。また、財政的にも非常に困窮しているところがございますので、その事業においても単費で今からするような財政的な問題もありますけれども、なるべく先ほど言いましたとおり、防衛とか国交省とか、そのような補助事業を使って進めていく考え方はございますけれども、まずは基本計画を作成して、それから地区との話という流れを進めていきたいと思っております。

総務課長（江頭典雄君）

今、2番議員さんの請願に対する報告、説明の件について私のほうから答えるのはどうかというふうに思いますが、まとめて申し上げますと、非常に議員さんおっしゃるように、請願については認識は十分に持っております。地域からの直接のそういう声ということで重く受けとめをしております。

ただ、中には非常に難しい問題もございます。早急に解決できないもの、あるいは金銭的なものも費用がかかるものもたくさんございまして、なかなかしようにもそでが振れないというような状況も御理解いただきたいというふうに思います。

ただ、請願者へのそういった報告、説明責任というのは当然、認識をしておりますので、やりたいと思っておりますが、現実的に非常に進捗度が少ないというものについては私たちも非常に勇気が要るわけございまして、今後、そういう認識は十分持っておりますので、極力そういう実施に向けたいい方向での取り組みができればと、そういう模索をしながら努めてまいりたいと思えますし、まずできるだけそういう報告、説明についても極力行って

きたいと、そういうふうにならぬと努めていきたいというふうには思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉富 隆君）

2番原楨和彦君の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。

したがって、14時15分まで休憩をいたします。

午後2時 休憩

午後2時13分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

通告順に従いまして、3番松尾仁君からお願いをいたします。

3番（松尾 仁君）

3番議員の松尾でございます。きょうの最後の一般質問として、真剣に質問をしていきたいと思っております。その前に、お許しを得て、若干関連性があるんですけども、この辺のところをちょっと本論に入る前にお伺いします。

町長のほうも就任をされて、この12月で約10カ月余を過ぎた、間もなく1年になろうとしているんですけども、その間、課題山積、大体私も不肖ながらそうですけれども、眠る時間もないほどお仕事に励んでおられるんじゃないかと思っております。

そこで、私も若干、数は少ないんですけども、ちょっと聞いてみました。「どうですか、今度の町長さんは」と言ったら、いや、尋ねた人、異口同音にですね、「全国で一番若い町長さんで、国会議員の秘書もやっておられて、すばらしくいい人が町長になられてうれしく思っております」というふうな答えが、分母のあれは少ないんですけども、異口同音に返ってきます。そういったことで、これからもそのような期待に背かないように、真剣に取り組んでいただきたと思っております。

それでは、本論に入ります。その前に、前提として、これまで中山議員、それから原楨議員が財政関係について質問をいたしました。これについては若干関連性のあるところは省かせていただきます。それと議案で提案をされている、例えば、給与法の改正とか、そういったことについても、今回の私の一般質問で深入りのほうは避けさせていただきます。議案のほうでお伺いをいたします。

さて、そこで本論ですけれども、私は今回は大きく質問事項として、まず1つ、上峰町長としての政治姿勢を問うということで、1つ大きくぼんと打ち出しております。それから2つ目、庁内組織の改編についてということです。それから3つ目、財政再建について。私も改革じゃなくして再建という言葉を使っております。この質問趣旨は、私、比較的具体的に書いておりますけれども、一応説明もしていきます。その後、一問一答で深掘りをさせていただきます。

まず1番の政治姿勢については、現在、就任されてほぼ1年弱でございますけれども、中間状況として、公約、それから施政方針の成果、それと改革について、町長はいろんなことを話をされております。私もちょっとこんがらがっているんですけども、何とか委員会、何とか改革審議会とか、たくさんつくっておられます。それで、それについての項目、工程表を出してくださいよということをお願いしておりましたけれども、今もってそれが出てきておりません。これについては、後ほどその理由についてお伺いをしていきたいと思えます。

次に、2つ目、いろんなこれまで各案件があるんですけども、記者会見を含めて、住民の皆さんと思うだけけれども、いろんなことを言っておられます。それについて、説明責任は十分果たしておられるのかどうか。これについては、一応総括的なことをお伺いして、あと一問一答で深入りさせていただきます。

次、広報についてはどのように認識されているか。特に広報紙について、よその町のことにしても認識を深めておられるのかどうか。その辺のところを確認をしたいと思えます。というのは、これも私の支持者の一人から、今回の、これ2カ月に1回しか出ていないからですね、資料をいただきました。後でまたこれ言いますから。広報の目的は何か。全然これは回覧板と同じじゃないかと、きつい意見が出ております。

それと最後、行政情報の活用について。これは町長と同じような30代の首長は、今度、例えば、千葉市の熊谷市長、それから松坂の山中市長と誕生されております。最後は横須賀市も新しい30代の市長が誕生されております。うちと比較的似通っているのは、千葉市の熊谷市長、この方はやはり我が町と同じで、当初、給与カット法を出したんですけども、当初の6月の議会で否決をされました。これはちょっと結論だけ言っておきます。そういったことでございます。ここで言わんとしていることは、要するによその町、市で、そういったふうな比較的似通った首長さんが誕生されております。その町政、市政については、満を持して自分がそういったふうな職責を担ったら、こういうふうにやるということを実行に移されております。その辺のところを行政情報として活用されているのかどうか、その辺のところをお伺いしていきたいと思えます。

あと、庁内組織の改編について、それから財政再建について。これは一応見てください。こちら辺のところを文句で書いてありますので、比較的わかりやすいと思えます。

庁内改編について、どのように統廃合をするのか、その方向性は二元代表制についても考

えているか。これは町長は御案内かと思えますけれども、要するに首長は、今の地方自治制度では、絶対的な権限を持っているわけですね。大統領と同じような。そのかわり、議会のほうにそういったふうな町民、市民の代表としての議決権を与えていると。それでバランスをとっているということなんでございますね。これは御案内のとおりです。そこで、そういったふうな庁内組織の改編をやる場合に、そういった二元代表制についても、町長はどのように考えておられるのか。その辺のところをお伺いしていきたいと思えます。

あと財政再建について、特にこれもごらんになっていただければ、もうこのとおりでございます。あと答弁をいただきまして、一問一答でお伺いをしていきたいと思えます。

一応、総括的には以上でございます。

議長（吉富 隆君）

上峰町長、政治姿勢について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

3番松尾仁議員の御質問でございます。

上峰町長としての政治姿勢を問うという質問でございますけれども、1つ目、公約・施政方針などの実行状況、成果及び改革の工程表ということで、先般、議員のほうから改革の工程表といいますか、庁内での検討委員会を立ち上げさせていただいておりますが、そのフロー図というものを提出してほしいということをお聞きしました。

これ私の選挙時の公約全般にかかわることでございますが、公約に基づいた町政改革はできているのかということが、議員の皆様の質問にもありますように、その辺について意見があられると思えます。

私は、この4年間の任期の中で、その上げた施策を実現していきたいというふうに思っておるわけですが、いわゆるこのマニフェストと違い、期限とか数値とかが入っているものではございません。選挙時においても、今、行政の中身に行われている既存の計画との整合性というものを考える必要があるということで、改革の行程表もおるか、今現在、場当たり的な対応になってしまいがちでございます。一方で、その工程表をしっかりとつくるということは大切なことだと思いますので、これを先ほど申されました、いろんな首長さんでございますけれども、ほかの市同様、プロジェクトチームというものを立ち上げながら、みずからの施策についての工程表を作成することができるかどうか、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

上峰の実態にそぐわないと。その工程表をつくると、恐らくそれから漏れ落ちたり、いろんな状況等考えながら、進捗がおくれたりすることもあると思えますが、そういう場合においては、その時々において、プロジェクトチームと意見交換を行いながら軌道修正することも必要だというふうに考えております。今現在、工程表というものはございません。

続きまして、各案件について、説明責任について、十分だと思っているかということでご

ございますけれども、記者会見に私は積極的に臨んでいるわけでございますけれども、これはどういう視点かと申しますと、クローズドの町政よりも、やっぱり開かれた公開のある形が望ましいということで、いまだ私の情報公開については不十分だという御指摘もいただきます。ホームページ等もつくっておりますし。今後はホームページ等も考えながら、クローズな形よりもオープンな形ということで、記者会見に臨むことで、住民に対する説明責任を果たしていくことも必要だというふうに考えています。

続いて広報について、どのように認識されているかということでございますが、広報紙の発行状況を調べていただきました。基山町は月に2回、1日と15日に発行されております。1回当たり10から18ページの内容です。みやき町が月に1回、20から28ページ、吉野ヶ里町は月に1回で、20から28ページでございます。上峰におきましては、2カ月に1回、20から26ページという状況でございます。これも広報を使いながらの情報公開ということは大切だと思いますし、できれば1カ月に一度は出したいという気持ちもございますけれども、こうしてみんなが財政の限られた予算の中で、ないそでは振れない状況の中で、こういうふうに広報紙も隔月の発行になっているというふうに理解しておりますので、できるだけ違う媒体で情報公開を果たしていくことを考えていきたいと思っております。

続いて行政情報の活用について、類似年齢の他首長の施策など分析検討されたかということでございますが、就任以来、ほかにもさまざまな自治体で若い首長さん方が頑張っておられることは承知いたしておりますけれども、私はこの上峰町の長として、上峰の中での議論に耳を傾けて、そこに地に足をつけてできることをやっていきたいという視点であります。よって、ほかの自治体の首長さんの施策を参考にしながら、町政に臨んでいるわけではないというふうにお伝えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

今、町長から答弁がございましたけれども、まず1番目に、公約・施政方針などの実行状況、それから成果、改革の工程表についてというような御答弁がございました。

総括でも私申し上げたとおり、当然のことながら、それまだ中間状況だから、全部はこれできていないと、これはわかっているんですよ。だから、公約・施政方針の中で、これとこれは現時点でできておりますよと。それから改革の工程表、これは要するに結論から言えば、考えていないということでしょう。ロードマップは。今の御答弁では。そうじゃないんですか。だから、正直に、いや、まだそここのところまで具体化していないんですよというんだしたら、それでもいいんですよ。正直に答弁してもらえばいいわけなんですけれども。その辺について、再度答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

議員御指摘のとおり、場当たりの印象を持たれるかもしれません。私も9月にその委員

会を立ち上げていただきながら、実現可能な期間というものが外からは予測できなかった部分もありましたので、場当たりのだと言われれば、場当たりのかもしれませんけれども、今後は今予定しておりますような流れで、今回の機構改革も財政の改革も進めていきたいと思っておりますし、私自身の個人の公約事項についても、そういった工程表を作成していくことを検討していきたいと思っております。

3番（松尾 仁君）

再度、この行程表、ロードマップについて、これがあって、いろんな諮問会議とかなんとかいうことを出てくるんじゃないですか。ただ思いつきで、これこれこれと並べていったって、私なんかは町長はいろんな施政方針なんかで言われているけれども、全然わからないですね。ほかの議員さんも町民の皆さんも、こういうのはわかっていないと思っておりますよ。わかっていないからこそ、私はこの工程表を書面で、文書でもって出してくれということをお願いしたんですけども、失礼な話だけれども、多分あなた自身がよくわかっておられないから今もって出ていないですね。これについて反論があれば、いや、そうじゃないんですよということがあれば後でどうぞ言ってください。

次、2番目に入ります。各案件（記者会見）も含んで、いろいろなことを町長はそういったプレスの場を利用して発言しておられます。具体的に言いましょう。要するに私が聞いておって、これ責任転嫁としかとれんなどというようなことも多いんですよ。まず言うと、教育委員の選任。これについて、当初6月の議会だったですか、9月にも出された。これについて、あたかも議会が何か具体的に言うと、ごねているような感じしか、あなたのプレスの会見からいくととれない、そういうふうにしかとれないんですよ。なぜこの議会が反対しているかということ私を質疑の中でいろいろまだ若い町長だから、まだちょっと抑えておこうといったことで質疑もしませんでしたし、反対討論もしなかったんですけども、要するにそういったふうな今の現行法の中で、そういった人を、例えば、あなたが出された矢動丸壽之さんという方は、あなたの選挙の事務局長をやられたんですよ。そうでしょう。後援会長、そういった方をどうして教育委員として選任をされるんですか。これは要するに教育の行政と、それから町政、これは教育の行政の中立性を守るために、地教法でこれこれこうですよということを決めているわけですよ。にもかかわらず、わずか3カ月ぐらいで、もうやめましたからと、やめているから関係がない。関係あるですよ、あなたと一心同体でやってこられた方が、あなたの意図を体して教育委員、もしくは委員長になってやられたら、あなたが意図のとおり動くじゃないですか。そう अच्छいかんわけですよ。要するに、教育の中立性というのが保たれんわけです。だから議会も私も反対をしたんですよ。その辺のところ、全然わかっておられませんですね。これについて、教育長、あなたの御見解を今ただけですか。

教育長（吉田 茂君）

委員の選任につきましては、3番松尾議員さんがおっしゃっておられたとおりでございます。私も前2回の議会の状況につきましては拝見いたしましたけれども、そのとおりだと承認しております。

終わります。

3番（松尾 仁君）

そういったことでございます、町長。だから反対したんですよ。それをわからなくて、またまた出すというふうなことでやっておるといのは、あなた法令を守るというあれは全然意思が見えない。

それから、副町長の選任の件。これ議会で議案として、あなたは提案されていないですもんね。全員協議会かなんかの間に来られて、ちょっとだけ話されただけ。だから、私は言っているんですけども、もし本当に私の片腕になる人が必要だったら、私は私で、町長ですよ。町長として何々について欠けておりますよと。これについて、こういったふうな人物が欲しいんですよ。したがって、町民の皆さん、議会の議員の皆さん、ひとつ何とかこの副町長を選任していただけないでしょうかというふうな話を持ってくるならわかるけれども、何か全員協議会の場に来られて、一言か二言話されて、もうそれっきりで後は話しておられんですもんね。それで、マスコミに対しては、副町長がどうだとかこうだとか、あたかも議会が何かそのあれをやっているようなことで言われるのはいかがかなと思いますよ。やはり正直にやってもらわんと困りますね。何でも議会が議会がでね。議会はやみくもに反対はしないですよ。理由があるから、反対をすることもあるわけです。

それからもう1つ、あなたはやはり記者会見で言っているんだけど、これ私も全然了解できないんだけど、そういったことで、いろいろな問題があって、5月の案件をまだ決裁していないんですよ。これは5月の案件って何ですか。仮にあなたの記者会見、あれは多分11月か12月だったと思いますよ。まだ引っ張っているんですか。その中身は何ですか。そういったことで町長が務まりますか。そんな長く引っ張るんだったら、却下側ですよ。保留か、何か指示をせんといかんですよ。何でそれまで大事に抱いておくんですか。ちょっと説明してください。こういったことを説明責任を十分果たしているかどうかということを私は問うているんですよ。要するに記者会見の話を聞くと、あたかも議会がそういったふうないろいろな問題を起こすから、5月の決裁もまだ終わっていないというふうなことにとられるんじゃないですか。あれの記事を見たら、そうとりますよ。したがって、町民の皆さんも全部そういうふうにとる。何て議会はいろいろ新しい町長が理想に燃えてやっているのを、いろいろなことでストップするんだろうなと。あたかも議会がすべて悪しというような感じになっておるじゃないですか、あなたは。あなたはその若さでうまくしていると思いますよ、私に言わせれば。リーダーたる者、やはり誠意とそれから感謝の気持ちを持たんと、これから先やっていけないのじゃないですか。リーダーとしての資質のいろいろあるけれども、わかり

やすい言葉で言えば、まず誠意ですよ、それから感謝の念を持つ。この辺のところ、今ちょっと抜けておって、全然私にはわからない。しり切れトンボになったらいかんで、その5月の決裁というのは何ですか。議会に責任があるんですか。それをちょっと説明してください。

町長（武廣勇平君）

松尾議員にお答えします。

決裁を待つことはしばしばあることをごさいます、これについて、一つ一つお答えすることはどうかと思いますが、5月の分については、ホームページに関する決裁だったと思います。

また、教育長、教育委員の人事案件については、おっしゃるとおり、大変私の不徳のいたすところだということ考えております。大変すばらしい人物であったわけでごさいますけれども、そうした視点を持ちながらの議会にはお諮りしなければいけなかったというふうに考えております。

また、副町長人事案件については、私はこれは大変重い気持ちを持って全員協議会に臨んだわけでごさいます。ここで言うてしまうのも何ですけれども、名前を出すことは同意が取れてから初めて名前を出せるという性格のものでしたし、あの場で誠心誠意町の財政からかんがみて、また今後の協議をかんがみて必要だという旨のお話をしたつもりでごさいます。いまだに副町長、決まらない状況でごさいますけれども、今後もまたお願いすることになるかもしれませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

3番（松尾 仁君）

今の説明責任で、教育委員の選任のことについて、ちょっと町長のお考えがよくわからんものけれども、立派な人物の選任をお願いしたんだというのであれば、教育界の出身の方でしょう、ずっと。本来ならば、そういったことを十分わかっているはずだから、じゃあ辞退しているはずですよ、選任を。聞くところによると、本人がそういったことで、今度はひとつ賛成をしてくれとかいうことで、そういった人物をあなたは選任をしたんですか。

それと、この決裁については、また後刻あれがあると思うので、やります。

次に移ります。3番、広報について、どのように認識をされているか。特にこれはまた町長、同じようなことで、あなたはその若さでどうも官僚的な答弁しかないもんね。どのように考えておられるのか。これ必要性については必要ですということをつも施政方針でもおっしゃっているんですよ、広報ね。これ実際の毎月発行については、予算がない、検討しますと。ポータルサイト公式だって、年間維持費含めたら3,000千円、4,000千円かかるんじゃないですか。それからいけば、これなんか年齢にかかわらず見るわけですね。ちょっと私のところへ支持者のほうから悲憤慷慨したんでしょうね、来ています。「広報紙についての

所見」ということで来ています。12月1日付ですね。まず、あなたは広報の目的は何ですか。私に言っているんですよ。広報とは、官公庁、企業、各種団体などが施策や業務内容などを広く一般の人、町民に知らせることですと。しかしながら、あなたの町、私の町の広報紙は何ですか。まるで回覧板じゃないですか。ここでずっと書いてあります。問題点及び弊害。1つ、隔月発行では目的に合わず、広く一般の人に伝わらない。2番、2カ月分まとめて伝えるため、連絡事項が多くて、回覧板状態である。3番、役場としての町を発展させる気持ちが伝わらない。4番、これまでの成果なり今後の施策は何もない。5番、上峰町には特集記事が組めるような行事なり特徴はないのか。これが町の発展につながるのではないかと。最後、他町の広報紙に比較して、全般的に見劣りがする。特に12月号と書いてありますよね。こういったことで、これも一緒に同封されてきました。確かに全然違うんですね、私の町と。その予算の関係もあるんだろうけど。ここを特集記事でずっと書いてあります。11月分を書いてあります。これ私の町の欠点は、専門の、要するに編集委員さんというのがいないから、回覧板的になるんだけど、各課から思いつき思いつきのやつを要請して、編集とかそういったことがなされんからね。せっかくあれがやったんだからね。

町長、最近、新聞読んだでしょう。要するにこの町、市の広報紙とか、いろんなやつについて、広告を利用して収入を得ていると。私も忙しい時間を割いて見たんだけど、私のところは全然ないですね、広告のあれが。平成8年は何か20千円、うちのほう広告収入があったようです。これは隣のやつですけれども、「やすらぎ」とか「音塾」、いろんな広告があります。だから広告収入というのはばかにできませんよ。こういったことを大いにやってください。お金がないんだから。領収書とか、それから町のいろんなあれにも裏を利用して、そういったふうな広告を載せている。収入を得ているというようなことですね。

これは広告増収あの手この手、12月11日の佐賀新聞に載っています。うちは20千円、みやき町は430千円、広告収入。佐賀市は8,050千円。だから、私の町もやっぱりそういったふうな編集人を置いて準備して、本格的にこれを取り組まんといかんですよ。こういったことの中身が充実して初めて、ああこの町はいい町だと。前回の議会でも言ったけれども、インターネット、ホームページを見る人は、そんな進歩的な人は10%ならんでしょ。これだったら年配の方もずっと見られるわけです。ああ、こういうふうなあれがあるんだな、こういうふうなあれがあるなと。総務課にもこういうのがあるでしょうから、後でまた忙しいかもしれんけれども、やはりこういったやつを見て、よその町の情報も、たまにはこういったことがありますねということで、うちの町に取り入れていかんとだめなんですよ。というふうなことで、ぜひ他の関連のPRの経費を割愛してでも、やはりこの広報紙というのは必要ですよ。あなた今でもそういったことで、いや検討しますというふうなあれでやっているんですか。ぜひこれは毎月発行にせんと、要するに、こういうふうなスピーディーな日々の生活を送っておるんだから、間に合わないですよ。

端的な例が、この間、町の体育祭中止したでしょう。あれだって先月わかったのは、合併号は何月と何月、あれ一言もそういった記載がないんですもんね。どうしてですか、中止した理由は何ですか。新型インフルエンザでしょう。その中止する基準がまたわからないんだね。体育祭と消防のほうは中止しました。じゃ、ほかの学校関係とか、ほかの文化団体の諸行事はやっている。ほかの文化団体の諸行事はそういった新型インフルエンザとか、そういった可能性は全然ないんですか。だったら町長権限で、これは中止をしてください。このために、この会場を貸し出せませんというふうなことを基準をはっきりしておけば言えるわけですよ。なし崩し的に何が何だかわからん。

それとまだ言わせていただければ、その体育祭の中止で、私は住まいは下津毛団地、御案内ですね、あそこにおるんですけれども、その翌日の中止ということを果たして知っているかなと思って、何人かに聞いてみたんですよ。そしたら、いや知りませんと。もちろん知りませんということは余り関心がなかったんでしょうね。1人の方は、何かマイクでスピーカーで言ってたような気もするというふうなことなんです。だから、これあたりは文化祭の中止で実害がなかったけれども、例えば、大規模災害で避難とか何とかいうことであれば、全然連絡体制がとれていないですよ。そうは思いませんか、私はそう思いました。危機管理が全然できていない。これについては、お答えがあれば答弁いただきますけれども、なければいいですよ。

議長、答弁がないようですから、続けてよろしいですか。

議長（吉富 隆君）

はい、どうぞ。

3番（松尾 仁君）

最後ですね、この行政情報の活用についてということは、要するに他の首長さん、市長さん、やはりあなたより行政経験もある。例えば、市議を2年間やった、2期やった。それから実社会の経験もあるという人たちが市長選に満を持して打って出たわけですね。めでたく当選された。あなたも要するに頭の中では学問的にはいろんなことで、よしこれだったら行くということをやっているんだろうけれども、全然はたで見えてあって、成果がわからない。端的な例が、あなたは3月からこの12月まで、あなたの成果というのは何ですか。私は空白の1年じゃなかったかなと思います。この上峰町をあなたの壮大な学習の場にしようとしているんじゃないかなと。それじゃ困るんですよ。だから、こういったふうな前のあれの議員も言ったと思うけれども、やはり財政の改革なんていうのは緊急事態だからね。駆け足でやるんですよ。やりながら適宜微修正をしていく、これが常道じゃないですか。あなたの言うことを施政方針なんかで聞いていると、これこれをやっていただきます、これこれをやっていきます。あなた自身がやること全然ないじゃないですか。そんなことでこの町が立ち直っていきますか。私はとてもじゃないと思うんですね。あなたの施政方針をもう一度見てくだ

さい。自分がここの首長、リーダーとして引っ張っていかうというのが全然見えない。

だから、私ずっと今回厳しいことばかり言うけれども、あとまだ言いますから、まだ時間があるから。次の3月の議会でも言います。よその要するに他山の石、教訓として、そういった同種世代の人のことはよく情報をとってやらないかんですよ。先ほど言った千葉県の熊谷市長なんか、当初、給料の改正なんか否決されたんです。それでもって今度9月のあれではぜひ通してくださいと、全然あなたと違って年長者に対する気配りが違うんですよ。あなたの周りを見てごらんなさいよ、全部年長者ばかりじゃないですか、議員にしてもしかり。そういった気配りというのが私は見てあってあなたは全然欠けていると思うんですよ。部下に対しても同じね。今の姿勢でいきよったら、全然この町は、あなたの壮大な学習の場となって空白の1年、どうかしたら空白の2年になるんじゃないかな。失われた2年。それを心配しているんですよ。要するに、一番上峰町長としての政治姿勢、これについて最後言いましたけれども、これについて、ひとつ御所見をいただきたいと思います。私が言ったことについて。

町長（武廣勇平君）

3番松尾議員から、さまざま御指摘を受けまして、大変反省するところも多い10カ月でございましたが、同様に、ほかの自治体の首長さん、特に千葉市は私が在籍した塾の後輩ということで、一緒にいた期間はございませんけれども、そうした情報交換の場も用意して下さっているようでございますので、そういったところでいろいろ意見交換をさせていただきながら進める参考にさせていただければというふうに思います。

同時に、私の情報の発信がないということですが、これは私もさまざまな意見を聞きながらやっていくことを手法としていきたいと思っておりますので、御了解いただければというふうに思います。

また、職員さんに対する気配りが足りないという御指摘も受けました。昔聞いた言葉に、配慮と気配りとは違うんだということを聞いたことがございます。できるだけ自分中心の気の配り方じゃない、相手のことを配慮しながら対応していきたい。その結果、若干物事のスピードがおくれることもあるかもしれませんが、配慮を欠かさず町政を運営していきたいというふうに思っております。

以上です。

3番（松尾 仁君）

ひとつそういったことでですね、あなたの周りは年長者ばかりですから、ひとつ細かい配慮と思いやりと、それと誠意を持って町を運営してください。

引き続き行きます。その前に、これ出て来るんだろうけれども、若干の提言をしておきたいと思うんですね。余りそういったふうな、あれもだめ、これもだめじゃ、町長も立つ瀬もないのでね。

権限を、あなた組織というのを学問的には理解しているのかもしれないけれども、実際の場数を踏んでないので、実際の場を踏んでいないのでわからんけども、権限を委任しないとだめですよ。あなた1人が全部抱えてやろうたって、それは無理です。だから、副町長のほうが現在ままならなかったら、そういったことで、権限を委任をする。それから私設の補佐役、ブレーンを何人が適任の人をお願いして、副町長室あいているんだから、そこへ置いて、仕事をしてもらえればいいんですよ。これはあなたのために随分役立つと思う。そこに適材のこの町のOBとか、どこそこ県庁とか市役所のOBとかね、適任の方がいらっしゃると思うんですよ。そういった方をまた議会のほうに提案される。本来は副町長というのは、ないほうがいいんですけども、財政改革からいくと。あなたの場合はそういかんでしょうから。とりあえずそういったことで、何とかめどがつくまでは、そういったふうな私設の顧問とか、そういったことを活用されてやっていったがよろしいんじゃないかと私は思います。

これも一つの方法ですよ。権限をやはり各課長のほうに委任をする。あなたは何か勘違いをして、言い出したら、自分が言ったことが一番正しんだと思っている節があるから、柔軟性を持っておかんといかんですよ。一たん言い出したら聞かない。こういうのは、私の前の職場では頑迷固陋と言うんですよ。あなたは若いからそうじゃないと思うんだけどね。やはりそこは柔軟性を持ってやっていかないと、この町は絶対立ち直らないんですよ、今のやり方では。私はそう思います。この人生経験と裏打ちされた経験として、それから物事、本質を見通す目はあなたよりこれ全部議員の皆さんは年長者ですから持っているんですよ。各課長も同じ。

さて、そこで本題に入ります。2番、庁内組織の改編について、どのように統廃合するのか。

議長（吉富 隆君）

松尾議員、1番のほうで終わったら、議席にお戻りをいただきたい。

3番議員にお伺いをいたしますが、1番の政治姿勢についての御答弁は要らないんですよ。

3番（松尾 仁君）

済みません、もう一度。

議長（吉富 隆君）

1番の上峰町長としての政治姿勢を問う、この問題で今質問をされておりますよね。

3番（松尾 仁君）

はい。

議長（吉富 隆君）

答弁は要らんですか。

3番（松尾 仁君）

答弁はなければ、ここにずっと今まで問いただしていったので、総括的な答弁があれば

いただきます。なければならぬ結構でございます。

議長（吉富 隆君）

答弁ございませんね。

では、先に進みます。庁内組織の改編について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

3番松尾仁議員の庁内組織の改編について、どのように統廃合するのか、その方向性は、二元代表制について考えているかということでございます。

二元代表制というのは、御案内のように、地方自治体は首長と議員の皆様方を別々に住民が直接選ぶという制度になっておりまして、両方とも住民の代表だという立場でございます。その中で、施策をいろいろ議論しながら鍛え上げていくということが期待されている制度だというふうに思っております。

首長の執行を監視するという議会としての役割があると思っておりますので、今後、庁内で議論を進めた機構改革案、さまざまその間にも議会の皆様にも入っていただきたいというような話もしたことはございますが、それは違うばいと。町長これは庁舎内で決めることで、それを議決するのが議会だというふうな御指摘も受けたとおり、今、庁舎内で副課長さんを中心とする行政改革検討委員会で議論を重ねていただいているわけございまして、後ほど3月前に議案として提出できればというふうに考えております。

また次に、さらなる人員削減を考えているか。少数精鋭となる場合、職員教育が重要だが、どのように考えるかということでありまして、先ほど来話しておりますように、さらなる削減を考えざるを得ないような状況だということでございます。その中で、職員の教育、重要だというふうに思います。本当に少ない人数で、今でさえ大変、幾つも仕事を抱えて職員の皆さんは頑張っておられるわけございまして、今後さらにその負担がふえる可能性がある以上、職員の教育といいますか、研修等をしっかり行っていき、職能を深めていただくということも大切だというふうに考えております。

また、ボランティアの育成・活用について、どのように考えているか。例えば、スクラップ・アンド・ビルドなど、ボランティア課を設ける考えはないかということでございますけれども、ボランティア課ということまでは考えてはおりませんが、議員の御趣旨のとおり、ボランティアを活用した町政運営が必要な時期に来ているということは、もう周知の事実でございまして、今後ともボランティア団体の方々、代表様、皆様に力を、御協力をお願いしていくという視点ではおります。

以上です。

3番（松尾 仁君）

今の1番の二元代表制について、具体的にちょっとお伺いしますけれども、今の地方自治法でいけば、首長は強大な権限を持っておると。そのかわり反面、議会のほうに議決権を与

えて監視をしておるということですね。そこまではいいんですけれども、具体的にちょっと踏み込んでいきますと、私は今現在、町の国保の審議会の委員なんです。国保の審議会委員とは、あなたの執行部のあれに入っているもんね。何で議員が執行部のところに入って活動をせないかんか。これは議会というのは、そういったふうな、例えば、国保審議会で町長の決裁等上がってきたやつをそこで審議をするわけですから、全然そういったことで、その辺のところも環境整備委員会とかなんとか、議員がいっぱい入っていると思いますから、その辺のところも改めて検討してください。それが今の地方自治法の二元制ということを行っているわけです。全然あれが、今のこれはあなたばかりの責任じゃないけれども、そこがけじめがついていない。あなたの例えば、指揮下でどうして議員がいろんなことをせないかんのか。そういったことになってくるわけですよ。これについてどのようにお考えになりますか。

町長（武廣勇平君）

3番松尾議員の御質問でございますが、議員が所属されておられます委員につきましても、審議会、さまざまな各種委員会ございます。どうしてこれが議員初めさまざまな役職の方々の充て職という形で構成されているかについては、私見は持ちませんが、恐らく大変な時代があったわけでございます。戦後から復興をしていく中で、町が一体となって、議会と一体となって、議論をある意味整理しながら一体となってやっていく必要があったのではなからうかと、勝手な私見ですけれども、思っております。今はそうした時代でもないのかもしれませんが、おっしゃるように、全くの諮問機関として有識者、議員の先生以外の方を入れなければいけないのかもしれませんが、私としては議員さんと一緒にこの町をつくっていきたいという考えも持っておりますし、ほかの有識者、そして町民の皆様方の意見も取り入れていく必要があるという中で、今後、その委員会のあり方については検討に検討をさせていただきたいというふうに感じております。

以上です。

3番（松尾 仁君）

学問的な解説はもういいですからね、時間がなくなってきているから。結論を簡潔に言ってください。あなたはどうしても学問的なことに走りがちだけれども、これはあなたの後援会のほうで話をしてください。

それで、検討させてくれということだけれども、これ検討段階じゃないんですよ、自治法でそのようになっているわけですよ。だから、あなたは勉強不足ですよ。私のあれを貸しますかね、新しい書物をね。だから、これはぜひそういったことで議員を外す。あくまで議会という土俵で勝負ということやらんとだめです。

議長、続けてやっていきたいんですけれども、これについて答弁はもう要りませんから。よろしいですか。

議長（吉富 隆君）

2番については要らないの。

3番（松尾 仁君）

要らないですね。

議長（吉富 隆君）

じゃ、自席に戻ってください。

では、先に進みます。財政再建について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（北島 徹君）

松尾議員の御質問に、まず私のほうからお答えをしたいと思います。

3番の財政再建についての、平成22年度予算編成の大要はどうかということでございますが、原慎議員のときにその基本的な事項は御報告をしておりますので、省かせていただきます。

収入、支出の見込みはということでございますけれども、御存じのように、今現在、不確定なものが多数ございまして、まだ、予算編成も査定に入ったばかりで、金額的には私個人の見解として申し上げますが、21年度と同額の年間予算額30億円程度ではないだろうかというふうに思っております。なお、収入支出の項目別ということにつきましては、今現在で御報告できる状況にはございませんので、御容赦をお願いしたいと思います。

それから、補助金、報酬など、すべてゼロベースで見直すのかということでございますが、この件に関しましては、私はそのような気持ちで臨みたいというふうに思っております。

なお、報酬につきましては、条例事項でございますので、平成22年度につきましても、平成19年4月から平成22年3月までの3カ年の同様をお願いできればというふうな期待は財政担当として持ってはおります。

続きまして、3番のほうでお答えをさせていただきます。平成22年度の経常収支比率の見直しは、100を超えないのかということでございます。

御存じのとおりでございますけれども、今現在、先ほどから申し上げましたように、予算編成の作業の途中でございますので、この経常収支というものについても、今、明確な数字というものを申し上げるということは不可能な状況でございますが、我が町の経常収支比率は、平成17年度以降、95を超え続けております。平成19年度が99.1、平成20年度が96.2というふうになっております。それで、今現在のうちのいろいろな起債の償還とか、そういうもの、いろいろと私なりに考えあわせて考えますと、今後数年間の経常収支比率というものは99前後で推移すると。よっぽど何らかの事情がない限りはそのように考えておるところでございます。

以上でございます。

総務課長（江頭典雄君）

大きな3番の中の2番目に、各種負担金のことがお尋ねでございます。各種事業組合の分担金負担金というのは、一部事務組合の関係、大きな金額のことだろうというふうに推測しますので、その観点から逐次お答えをしていきたいというふうに思います。

まず、私が消防一部事務組合管轄でございます、これが22年度の負担金はどうなるかというふうなお尋ねではないかというふうに思います。

この負担金の算定につきましては、議員の皆さん御承知のとおり、地方交付税の基準財政需要額を基礎に負担金は決まっております、非常に救急業務も合わせての負担金になりますので、120,000千円程度の負担金が毎年出ているわけですが、これも同じような水準でいくんではないかというふうな感じで現在おります。若干の増減はあるかというふうに思いますが、そういうような感じでおります。ただ、今、地方交付税をどうするかという問題も国会で議論になっておるような感じがしますし、まだはっきり固まっていない状況にあるという判断をしております。したがって、予算化については、同じ程度で要求をしているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

3番(松尾 仁君)

企画課長のほうにお伺いします。

これ前任者からお伺いしたことは抜いても、ちょっとこの庁内組織の再編ということにもかかってくるんだけど、人件費の削減、それから人員の削減、これはどのように考えておられるんですかね。これは企画課長に例の11月十何日付の文章を私は中身は知らんんだけど、それについてちょっと付言をしてもらいたいんだけど、例えば、これは多分町長も目を通しておられるから、あなたの個人的なメモじゃないんだろうから、各課に回っているんだから。だから、そこで例えば、常勤の特別職、町長、副町長、それから教育長、これの要するに給与カット、それと人員削減。人員削減については、総務課長、条例では91名になっているんだけど、集中改革プランでは、要するに10名減みたいな感じになっているね。だから、この町はどの数字で今後やっていくのか。実行定員、暫定定員というふうに言ってもいいんだけど、要するに何名でやっていくのか。町長の私の前の答弁では、補充を考えると、そういうふうな答弁があったんだけど、集中改革プランのあれからいくと、全然それは趣旨に反しているんじゃないか。これはまた後で言います。そういったことで、まず特別職の給料カット、それから一般職員の給料カット、それから人員削減、これについてお答えください。これは企画課長かな、企画課長を越えるんだったら町長が。町長が答弁される場合には、具体的に答えてくださいよ。

以上です。

企画課長(北島 徹君)

御質問にお答えをいたします。

まず、平成22年度の予算編成要領の中で、その歳出というところに人件費というものがございまして。その中を読み上げながら御説明したいと思いますが、給与、関係経費については、財政硬直化の要因となることにかんがみ、行政機構の再編、統廃合の推進、職員配置の適正化、事務処理の機械化、民間への事務委託について、見直し、検討を行う。また、新規行政需要の増加に伴うものについては、原則として現有人員の中で対処するものとする。なお、人件費につきましては、総務課が担当でございますので、総務課において算定するというふうになっております。

以上でございます。

総務課長（江頭典雄君）

特別職、一般職の給料の考え方でございますが、今、22年度の予算編成、各課の取りまとめをしている状況でございます。まだすべて終わっておりませんし、どのくらいの予算規模で、歳入と歳出バランスがどうなるのかということがまだはっきり出ておりませんので、何とも言えませんが、ただ、特別職についても、職員についても、ここ2年減額をしておりますので、できればもとに戻す努力も一方でしていかなければいけないというような感じしております。

予算が今固まっていない状況でございますので、また職員の数とも関係しますが、機構の改革も今町長さんが取りまとめてを行っておられますので、それとあわせて中で職員がどう対応していくのかということも含めて考えて、今後検討をさらに加えていかなければいけないというふうに思います。財政的なことも固まっておりませんので、そういった給与の関係については、今どうこうというお答えは私のほうではできません。

人員の関係でございますが、集中改革プランの中では、欠員の補充はしないというふうな方向できておりまして、やむなく臨時職員、嘱託職員の皆さんの力をかりて、その穴埋めを若干やっているような状況でございますので、今後も若干必要かなというふうな感じしております。91名に対して76名現在おりますので、そういう不足はどうしても現在の状況ではやむを得ないというふうに考えておりまして、先ほど申し上げました機構の改革、事務をどうやっていくのかということにも若干数字が変わってくるかというふうに思いますので、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

3番（松尾 仁君）

総務課長の今の御答弁を聞いておると、なかなか丁寧に答弁されるから、私の頭のほうも、ちょっとわからんだけれども、重ねて聞きますよ。私は結論だけ言ってもらえればわかるから。要するに、こういったことで11月14日か何日に出している文書で、そういったふうな改革をやっていく。総務課長しっかり聞いてってくださいよ。各課に担当者にそういったふうな案を出しているわけですよ。これ、主務課長一存で出せるわけじゃないよね。当然、町長の内示を得て出しておるわけです。その中で、要するに人員のほうは76名でいまいしょうと

ということなんですかね、集中改革プランに基づいてね、定員をね。そこはいい。じゃあ人員の削減はよしとして補充はよしとして、私が聞いておるのは常勤の特別職、町長、副町長、それから教育長、これの改正については手をつけないのかと。はっきり答えてくださいよ。後で私は、いや、これのことで出しておりましたと言ったら、責任を追求しますからね。どちらでもいいですよ。再度答弁をしてください。

総務課長（江頭典雄君）

ただいまお答えしたつもりでございますが、町の財政状況、予算がどういうふうな状態になっているのか。それを見て判断をしていかなければいけない。今、下げるのかどうかということについてはお答えできないと、そういう状況であるということを申し上げました。

3番（松尾 仁君）

多分、総務課長、そういったことですよ。要するにこういった事態だから、各課長に考え方の内示をして、具体的な数字が入るところは数字を入れて、各課長のほうに指示をしておるはずでしょう。後で予算編成が終わってから、その文章を見せていただきますよ。あなたが言っていることが間違っておったら、あなたの責任を追求します。いいですか。担当主務課長は企画課長だから、何か補足することはないですか。

企画課長（北島 徹君）

先ほどから松尾議員さんは特別職、町長、副町長の報酬の件をお尋ねでございますけれども、まず予算につきましては、各課から企画課のほうに予算要求書というものが上がってまいります。それに際しましては通常の、例えば職員であれば今現在在職している者、それから今現在事業を実施しているものの来年度の要求というふうになりますので、条例事項に当たります特別職の報酬とか、それから町長、副町長の給与とか、そういうものについては、今総務課長がお話をされましたように、それとは別に財政状況を見た上で、町長から指示があるだろうというようなお話だったというふうに思いますので、この予算要求の段階では総務課長が、今議員が言われたような、ここを何人とか、ここを幾らにとか、そういう数字は全くうちのほうには上がってまいりません。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

企画課長、予算要求とか、そういったあれで上がってくるとかなんとかじゃなくして、要するに考え方、このような考え方でいきますよということを、私、何という表題の文書かわからんけれども、各課長に示しているわけでしょうもん、11月14日か何かの文書でね。その中で、特別職については、この辺まで切り組んでいきますよということが、多分出ていなくちゃおかしいんだと思うんだけど、何か遠慮して、はっきり言わないのかどうか。再度御答弁を下さい。

企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、この編成要領については、議員お尋ねの特別職とか、町長、副町長の給与、報酬を例えばどういうふうに見るんだということまで掘り下げた要領にはなっておりません。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

企画課長、私は条例云々ということの一つも聞いていない。そういった緊急改革の一環として、こういったふうなことで各課長のほうに町長の内示もしくは決裁を得て示しているんだから、そののところが議会の場で説明できんようだったらおかしいですよ、それは。条例上程のとき詳しく聞きますかね、それじゃ再編のあれを。今何か正直にお答えないようだから。通常、やはりこういったことであれば、特別職の三役についても、このように切り込みますよということが一つの線として出てこなくちゃおかしいんですよ。町長そうは思いませんか。セットでね。町長どうですか、お考えは。

総務課長（江頭典雄君）

私から済みません。今、11月の何日かの件と言われたのは、恐らく私も記憶にありませんが、多分、財政、企画課から示された新年度の予算編成の要領についてじゃないかというふうな理解の上で答弁させていただいておりました。この中では、確かに職員の数についてもうたっております。この中では、現行の職員の範囲内ですとか、各課から要求が出てきますので、新たな要求というのは、増員というのは考えられないということでの表現でございます。ただ、この中に給料の範囲、人件費の関係については、総務課で算定するというふうなことで、別途予算要求はしなくても、各課では要求しなくても、総務課のほうで一律的に配分しますというふうな内容になっております。各課では心配ありませんと。ただ、幾らにするということは、この中ではうたっておりません。ただ、経費は極力下げていかなければいけない。そういう下方への見積もりの方向で取り組んでほしいということで予算編成を各課に流しているようなところではございましたので、この中で人件費をどのように、特別職を幾らにする、職員給与どうする、水準をどうするというところまではうたっておりません。先ほど申し上げました全体的な中で対応を考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

この問題はまだ納得できません。総務課長の答弁聞いていると、何か奥歯に物の挟まったような答弁しかしていないので、私が聞く限りはよ。この件について、町長の見解を最後に、この件についての最後、お伺いしたいと思います。要するに、そういった給料カットとかなんとか出た場合は、特別職の一心同体だというふうな考え方が普通なんですけれども、どう

なんですかね。その辺のところの町長としての考え方は何かございますか。

町長（武廣勇平君）

特別職の給与に関しては、従前から申し上げておりましたけれども、私個人の部分についての発言でございました。財政の状況というものをしっかりと見ながら、今後とも先ほど課長が申しましたように、私個人の部分は個人の部分として考えていきたいというふうに思っております。

3番（松尾 仁君）

これは議案のあれを審議しているのと違うんだから、あなた個人のことを聞いていないんですよ。あなた町長としての御見解はどうだということをお伺いしておるわけなんです。この給与カット、特別職なんかね。当然そういったふうなことで今回のあれで出てこなくちゃおかしいですよ、多分出てきておると思うんだけど、それについて、どのようなお考えなのか。再度御答弁ください。

町長（武廣勇平君）

3番松尾議員の御質問に再度お答えいたします。

私はもう本当に自分のこと、いろいろ波及があるということも言われておりますけれども、私は個人のこととして給与の削減をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（松尾 仁君）

どうも考え方にずれがありますね。これは議案審議じゃないんですよ。議案審議だったら、あなたに聞かないかんのだけれども、これは町長として聞いているんですよ。さっきから何回も言っている。あなた何を聞いておられますかね。

これなかなか進展しないので時間が5分になってしまったので、最後、財政再建についての平成22年の経常収支比率の見通しは100を超えないかということで、数字的なことを97とか99ということを経長のほうから御答弁ございましたけれども、要するにせっかく皆さん傍聴しておられる方もおられるので、この経常収支比率というのは、結局、実入り、税収とかそういった一定の実入りがありますよ。出ていくのは人件費とそれから公債費。これを割ったやつが残りは幾らですかといったら、ほとんど人件費とそれから公債費、要するに公債費というのは借金返済ですね。これでもって消えてしまいますよと。だから、99というのは仮に30億円あるとすれば、その99%は借金返済、人件費で消えてしまいますよと、こういうことになるわけですね。ここまでよろしいですね。しかし、じゃあこの町の財政の再建はどうするかというふうなことになってくるわけですが、いよいよあと時間が3分に迫りましたので、ちょっと議長のほうのお許しを得て、2番の組織の再編に移らせてください。これ大事なことから。

ボランティアの育成・活用について、どのように考えているかということで問うておるわ

けですけれども、ボランティア室を設ける 課というのを室ということで読みかえてください。そこにやはり係長レベルでもいいでしょうし、専任の役場の方を置いて、本庁のほうにそういったふうなボランティアの扱う課というのをやって、ほとんどそういったふうなボランティアでこの町は手伝ってもらわんと、もう全然やっていけないということですね。その辺のところをよく考えて、考慮して、本庁のほうのあれにどこかのセクションにボランティア室というのをつくって、そこに1人専任の係長クラスでもいいです、置いて、新しく移住してきた町民の方、それから古くからの町民の方、2人ぐらい置いて、そういったことでやっていただければいいです。

それともう1つ、これはボランティアのほうに関連せんのだけれども、これも大事なことですからね。町長の充て職、これについてやろうと思ったんだけれども、もう時間が1分しかないのです。充て職。要するに私が言わんとしていることは、上峰町長の職務に専念をしてくださいと。要するに今は福祉協議会の会長さんとか理事長さんとか、いろんな役職をしておられますね。そういうのは当分、この町のあなた自身の軌道に乗ってからそういうことをおやりになればいいので、次の理事会あたりで、これはしばらくやめさせていただきますというふうなことを言われた方がいいですよ。自分の仕事もできんのに、何でそういったことができますか、あなた。

以上、終わります。どうも失礼しました。

議長（吉富 隆君）

御答弁は要らないですね。

3番松尾仁議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時43分 散会